平成 27 年度

町会･自治会のあり方と区との協働に関する調査研究

報 告 書

平成 28 年 3 月

町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究委員会

目　次

第１章　調査研究の目的と概要 **1**
１．　調査研究の目的 1
２．　２６年度調査研究の概要 1
３．　平成２７年度の調査研究の内容と到達点 3
（１）調査研究委員会の開催 3
（２）町会・自治会への区からの依頼業務調査 4
（３）町会・自治会との意見交換 4
（４）ＮＰＯ等の活動団体ヒアリング調査 5
（５）参考事例の調査 6
（６）到達点の概要 6
４．　委員会での議論の要点 7
（１）各回の概要 7
（２）議論の要点 7
５．　各町会長会議説明・意見交換の結果概要 11
第２章　町会・自治会への区からの依頼業務調査の実態 **15**
１．　調査の目的と方法 15
（１）調査の目的 15
（２）調査の方法 15
２．　調査結果 16
（１）区からの依頼業務の数 16
（２）業務の種類 16
（３）具体的な業務の内容 17
（４）業務の依頼頻度 21
（５）法令・条例・要綱等の根拠 22
（６）費用の発生 24
（７）費用の負担 26
（８）町会・自治会に業務を依頼する理由 26
（９）業務に対する評価 27
（１０）町会・自治会に依頼する業務量の軽減の可能性 31
３．　今後の課題 31
（１）広報・ＰＲに関する依頼業務の見直し 31
（２）地域センターの機能と役割 32

第３章　町会・自治会とＮＰＯ、他団体との連携・協働の実態について..... 34
１．　町会・自治会とＮＰＯ、他団体との連携・協働の事例..... 34
（１）大井第二地区 34
（２）八潮地区 35
２．　ＮＰＯ等の活動と町会・自治会との連携・協働の実態..... 36
（１）協働ネットワークしながわ 36
（２）ＮＰＯ法人協働まちづくり 36
（３）ＮＰＯ法人八潮ハーモニー 36
（４）ＮＰＯ法人まちづくり大井 36
（５）ＮＰＯ法人みんなの食育 37
（６）ＮＰＯ法人シービー・シナガワ 37
（７）ＮＰＯ法人ふれあいの家―おばちゃんち..... 38
（８）ＮＰＯ法人人工聴覚情報学会 38
（９）立正大学（文学部社会学科地域連携支援室）..... 39
（１０）清泉女子大学（ボランティアセンター、文学部地球市民学科）..... 39
第４章　町会・自治会と区との協働の課題と今後の方向性..... 41
１．　町会・自治会への依頼業務の見直し..... 41
２．　事業提案と活動助成制度..... 41
３．　地域センターの地域支援機能強化..... 42
４．　担い手と地域人材の育成について..... 42
５．　町会・自治会とＮＰＯ等との協働について..... 43
６．　町会・自治会の会館取得の方策について..... 43
第５章　他都市の事例調査..... 44
１．　活動助成、事業提案制度について..... 44
（１）地域の元気を作り出す活動を応援する助成制度（三鷹市）..... 44
（２）町会・自治会の加入促進を目的とした助成制度（京都市）..... 44
（３）市民活動団体と町会・自治会の協働事業への助成制度（世田谷区）..... 45
２．　人材育成について..... 46
（１）地域づくり大学校（横浜市）..... 46
（２）「すぎなみ地域大学」と「大人塾」（杉並区）..... 47
３．　町会・自治会とＮＰＯ、他団体との連携、協働の事例..... 48
（１）町会と有志団体との協働（墨田区一寺言問地区）..... 48
（２）郊外住宅地域の地域運営組織（横浜市）..... 49
４．　地域コーディネーターの事例..... 50
（１）地域交流コーディネーター制度 50
（２）まちづくりコーディネーター制度..... 50

５．　町会・自治会の会館整備補助制度について..... 51
（１）横浜市の事例 51
（２）川崎市の事例..... 52
（３）23 区の事例 52

第１章　調査研究の目的と概要

１．　調査研究の目的

町会・自治会は、行政と密接な協力関係の下で、地域の課題解決に重要な役割を果たしてきた。行政と住民の協働を進めるにあたって、町会・自治会の社会的役割や機能の拡大がますます望まれている。

しかし一方、都市部では人口流動や定住意識の希薄化、それに伴う住民の参加意識の低下、町会・自治会の役員の高齢化や人材の不足、活動の固定化、多様化する住民ニーズに対応するための組織基盤の脆弱さなど様々な課題を抱えている。

こうした町会・自治会の重要性や抱える課題は全国共通である。

品川区においても同様の課題を抱えており、多様な地域課題に対応していくためには、町会・自治会の意義や役割を改めて評価し、区との協働のあり方を検討することが求められている。

本調査研究は、上記のような問題認識を踏まえ、品川区における町会・自治会の現状を把握し課題の分析を行うとともに、地域社会における町会・自治会の位置付けや役割、区との協働のあり方、町会・自治会の活性化や支援策等について検討し、今後の施策の方向を示すことを目的として、平成 26 年度から 27 年度の 2 カ年にわたって実施したものである。

平成 27 年度は、26 年度の調査研究委員会において中間答申で示された検討課題への具体的施策を検討することを目的として調査研究を進めてきた。

２．　２６年度調査研究の概要

平成 26 年度は、品川区の町会・自治会の現状と課題を把握・整理するために、「町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、４回の委員会を開催する中で、以下のような調査を行った。

①　地域基礎データの分析

町会・自治会活動を検討する上で、人口動態や居住者特性を分析し、区内５地区の地域特性と地域課題を整理した。

②　町会・自治会アンケート調査

町会・自治会の代表者に対するアンケート調査を行い、活動実態や組織運営の課題について整理・分析した。

③　先進事例調査

先進事例として横浜市の施策や先進的な町会・自治会の取組事例を調査した。

各調査の結果をふまえて委員会での議論の結果、町会・自治会だけで地域課題を解決していくには担い手が不足しており、様々な役割に負担感があること、これに対し区からの支援は町会・自治会のニーズに合致していない面もあること、またすべてのニーズを区が支援することは事実上困難であるということ等が確認できた。

これらの諸課題について、区だけでなく、地域のすべての団体や個人が協力し合いながら解決することが増々重要であり、町会・自治会がその中心的な役割を担っていくことが求められるとの方向性を見出した。

このような課題と結論を踏まえ、委員会は、今後の地域社会における町会・自治会の新たな姿や区の取組みについて下記のようにとりまとめ、提言を行った。提言の要旨は以下の通りである。

①　町会・自治会がより力を発揮しやすいしくみづくり

町会・自治会の活動や意義が、法的根拠がないなどの理由により区民全体に十分に理解されていない面がある。町会・自治会が果たしている役割の重要性に鑑み、区と町会・自治会の役割・位置づけなどに関するしくみづくりを行い、町会・自治会がより力を発揮できる環境を整える必要がある。

②　地域全体でメリットを感じられるような支援制度の再構築

従来から町会・自治会に対する支援は様々な形で行われているが、地域社会の変化や地域の特性、町会・自治会のニーズに合わせて、支援策を整理・検討する必要がある。また、これらの支援は、その成果が地域全体のメリットとして区民一人ひとりに理解され、実感されるような内容と手法とするべきである。

③　町会の行政への協力業務のあり方の見直し

町会・自治会は、区だけでなく国、都、警察、消防などの様々な行政機関と協力することで地域を支えてきた。一方で、町会・自治会の果たす役割が年々増加傾向にあり、町会・自治会の自発的な活動に支障をきたしているという実態もある。区は、このような実態をより詳細に把握し、各行政機関が相互に連携を図り、効果的・効率的に町会・自治会と協力できるよう関係を整理していく必要がある。

３． 平成２７年度の調査研究の内容と到達点

（１） 調査研究委員会の開催

平成 26 年度の中間答申をふまえ、引き続き調査研究委員会を設置して、具体的な施策について検討を行った。

委員会の開催と検討内容

回	開催期日	検討内容
第５回	平成 27 年 9 月 2 日（水）	・27 年度のスケジュールについて ・26 年度答申への各地域からの意見について ・今後の施策案について ・意見交換
第６回	12 月 11 日（金）	・各地区町会長会議での意見交換等報告 ・町会への依頼業務調査（速報）について ・各種団体へのインタビュー報告 ・具体的な施策案等について ・意見交換
第７回	平成 28 年 3 月 22 日（火）	・町会・自治会の活動活性化の推進に関する条例および支援制度の再構築について報告 ・調査研究のまとめ ・意見交換

委員名簿（27 年度）

委員氏名		所属
学識経験者		
委員長	名和田　是彦	法政大学法学部教授
副委員長	大　島　英　樹	立正大学法学部教授
学識委員	藤井　賢一郎	上智大学総合人間科学部准教授
町会・自治会関係者		
副委員長	近　江　清　光	品川区町会連合会会長（大崎第一地区町会自治会連合会）
委員	保　科　義　和	品川区町会連合会副会長（品川第二地区町会連合会）
委員	鶴　見　一　三	品川区町会連合会副会長（大井第二地区連合町会）
委員	関　　召　　一	品川区町会連合会副会長（荏原第二地区町会連合会）
委員	千　葉　雅　雄	品川区町会連合会副会長（荏原地区第四連合町会）
品川区		
委員	桑　村　正　敏	副区長
委員	中川原　史恵	副区長
委員	中　山　武　志	企画部長
委員	堀　越　　明	地域振興部長
委員	榎　本　圭　介	福祉部長
委員	松　代　忠　徳	防災まちづくり部長

（２）　**町会・自治会への区からの依頼業務調査**

区役所の全部課に対して調査票を配布し、回答を得た。また、地域センター、防災課へのヒアリングを行った。

調査期間・・・・平成 27 年 7 月～9 月

実施場所	実施日
荏原第二地域センター（支え愛・ほっとステーション）	平成 27 年 8 月 11 日
防災まちづくり部防災課	平成 28 年 1 月 13 日

（３）　**町会・自治会との意見交換**

（春期：26 年度中間答申等について説明・意見交換）

実施場所	実施日
大崎第一地域センター、荏原第三地域センター、荏原第四地域センター	平成 27 年 4 月 13 日
大井第一地域センター、荏原第二地域センター	平成 27 年 4 月 14 日

品川第一地域センター、大崎第二地域センター	平成 27 年 4 月 15 日
品川第二地域センター	平成 27 年 4 月 16 日
荏原第五地域センター	平成 27 年 5 月 7 日
荏原第一地域センター	平成 27 年 5 月 8 日
八潮地域センター	平成 27 年 5 月 13 日
大井第三地域センター	平成 27 年 5 月 15 日
大井第二地域センター	平成 27 年 5 月 18 日

（秋期：施策案等について説明・意見交換）

実施場所	実施日
品川第一地域センター	平成 27 年 9 月 16 日
品川第二地域センター	平成 27 年 9 月 17 日
荏原第一地域センター	平成 27 年 9 月 18 日
荏原第三地域センター	平成 27 年 9 月 24 日
荏原第五地域センター	平成 27 年 10 月 1 日
荏原第四地域センター	平成 27 年 10 月 5 日
荏原第三地域センター（２回目）	平成 27 年 10 月 8 日
大井第一地域センター	平成 27 年 10 月 13 日
八潮地域センター	平成 27 年 10 月 14 日
大崎第一地域センター、荏原第二地域センター	平成 27 年 10 月 15 日
大井第二地域センター	平成 27 年 10 月 21 日
大崎第二地域センター	平成 27 年 10 月 28 日
大井第三地域センター	平成 27 年 10 月 30 日
品川第一地域センター（２回目）	平成 27 年 11 月 25 日
荏原第五地域センター（２回目）	平成 27 年 12 月 3 日

（4） ＮＰＯ等の活動団体ヒアリング調査

ＮＰＯ、大学等に対して、町会・自治会との連携・協働の実態や可能性について検討するため、ヒアリング調査を行った。

ヒアリング対象団体は下記の通りである。

団体名	実施日
協働ネットワークしながわ	平成 27 年 8 月 6 日
ＮＰＯ法人 協働まちづくり	平成 27 年 8 月 14 日
ＮＰＯ法人 八潮ハーモニー	平成 27 年 8 月 14 日

ＮＰＯ法人 まちづくり大井	平成 27 年 8 月 14 日
ＮＰＯ法人 みんなの食育	平成 27 年 8 月 14 日
ＮＰＯ法人 シービー・シナガワ	平成 27 年 8 月 14 日
ＮＰＯ法人 ふれあいの家―おばちゃんち	平成 27 年 8 月 14 日
ＮＰＯ法人 人工聴覚情報学会	平成 27 年 8 月 14 日
立正大学（文学部社会学科地域連携支援室）	平成 27 年 9 月 18 日
清泉女子大学（ボランティアセンター、地球市民学科）	平成 27 年 10 月 9 日
大井第二地区連合町会（地区活動会議）	平成 28 年 2 月 18 日

（５） **参考事例の調査**

他の区市の事例の収集および研究を行った。

（６） **到達点の概要**

平成 26 年度調査研究委員会の中間答申に基づき、27 年度は町会・自治会や各種関係団体などの意見を聴取しながら、町会・自治会から得られた意見をもとに、町会・自治会の位置付けを区として明らかにするとともに、区の責務や事業者などの役割を示した活動活性化の推進を目的とした条例の制定や、町会・自治会への支援制度の再構築など、具体的な施策の検討を行い施策化を行った。

今後も継続的に町会・自治会からの意見を聴き施策を検討・実施する他、町会・自治会同士の情報交換やＮＰＯ等の他団体との連携・交流、地域の人材育成を図っていくことなどが必要である。

４． 委員会での議論の要点

27 年度に開催した委員会の概要と、論点は次のとおりである。

（１） 各回の概要

第 5 回

［内容］ 13 地区町会・自治会長会議での意見交換と今後の施策案について

［概要］ 26 年度の答申を 13 地区の町会・自治会長会議で説明した際に出された主な意見、感想をふまえ、今後の施策のあり方について検討した。

第 6 回

［内容］ 13 地区町会・自治会長会議での意見交換等報告、27 年度の調査業務の中間報告と今後の施策について

［概要］ 事務局から 13 地区との意見交換の結果を報告するとともに、27 年度調査として実施中の町会への依頼業務調査（区役所各部課対象）と区内 NPO 等についてのインタビュー調査の中間報告を行い、今後の施策のあり方について検討した。

第 7 回

［内容］ 具体的施策（条例・支援制度）の報告と調査研究のまとめ

［概要］ これまでの調査研究に係る具体的施策化等の報告を受けて、意見交換を行い、答申を行った。

（２） 議論の要点

委員会で出された意見の要点を、項目ごとに整理した。

（無印＝町会・自治会関係者委員、☆＝学識経験者委員、★＝区関係委員）

① 条例について

a 加入促進や集合住宅への働きかけ、建築業者と管理会社が町会・自治会と協定を締結するなど、町会・自治会を縛るのではなく、町会・自治会を後押しするような条例にしたいと思っている。★

b 条例のなかで、「町会・自治会の位置付け・役割」を具体的書き込む必要がある。★

c 実情は地域によって異なるので、地域の声を聴いてから条例案を作っていただきたい。また、町会・自治会の位置付けと役割は区分けして条例を作っていただきたい。

d　条例が加入促進に繋がってくれればありがたい。

e　加入してくれた後、町会・自治会はどういう形で動かなくてはいけないのかなどが条例に織り込まれるとよい。

f　加入を強制することはできないが、町会・自治会に加入してもらい、その地域で暮らす人々が自分たちで考え、暮らしやすい地域を作れるように区から働きかけ、参加していっていただきたいと考えている。★

g　条例には理念としての前文を、格調高くわかりやすく書くことが重要である。☆

h　町会・自治会のやっていることをそもそも区民が知らないということもある。条例制定を機会に町会・自治会をもっと区民に知らせていく努力をしていかなければならない。☆

i　条例は、区民に周知し加入促進に繋がるものを期待している。普通に暮らしている区民の誰が見てもわかるような構成がよい。☆

②　加入促進について

a　13 地区の町会・自治会長会議の中で、マンションの加入が課題であることがわかった。★

b　多くの町会・自治会が加入促進に苦労・努力している。その一方で、加入者の増加が直接的に担い手増加につながらないという課題もある。

c　私の町会では、大規模マンションのデベロッパーとは、町会・自治会への加入について文書を取り交わしている。

d　小さなアパートは町会に加入してもらえないところが多く難しい。

③　担い手について

a　ただ加入者が増加するだけでは、現在の役員や中心的な担い手の負担が増える。

b　会員が増えても活動への参加や担い手の増加につながらないと、町会・自治会の役員にとっては負担が増えるというジレンマがある。

c　町会・自治会の役員の構成が高齢化しているため、町会・自治会の行事をこなすには、若年層が町会・自治会に関心を持ち、担い手になってくれることが重要だ。

d　役員を指導する育成会議や研修を行っていくべきだと思う。

e　町会・自治会の活動の理解者と協力者を増やさないといけない。加入した後、活動に参加して地域に貢献していただけるような仕組みを区と一緒に開発していただきたい。☆

④　町会支援のあり方について

a　これまで区からは、世帯と人口の割合に応じて助成金を交付しているが、頑張っている町会・自治会に対する助成を推進していくことが重要である。一律に助成

金を渡すよりも、個々の活動の内容によって助成金を渡す方が町会・自治会にとっては良いのではないかと感じている。★

b　助成金が負担になるという考え方もある。

c　事業によって助成金出すという仕組みであれば、助成金をもらうと苦労するから事業をやらない、と考える町会・自治会が出てくることもあり得る。

d　支援の行い方によっては負担が増えるだけで事業をやらないというところも出てくるので、「やりたくなる仕組み」を考える必要がある。☆

e　高齢者の見守り活動は5年間の助成で、初めの2年間は10万円、あとは5万円、3万円と減っていく。自主的な活動に対する支援に関しても、一時の支援だけでは活動が続かないと思う。

f　警察・消防の事業で、実際には町会・自治会が資金を負担しているものをどのように扱うかが課題である。★

g　町会・自治会が取り組んでいるものは地域の基礎的な活動が多いので何年も継続するケースが多い。自主的な活動の支援については、期間や内容について再検討が必要である。☆

⑤　地域の諸団体やＮＰＯ等との連携・協働の促進について

a　高齢者クラブ、青少年活動、学校のPTA・保護者など、地域の各種団体との協働が既に実践されている地区もある。

b　見守り事業では高齢者クラブとの連携が重要である。高齢者クラブのメンバーは、もともと町会・自治会を運営してきた方々であるため、密接に関わり合っていく仕組みを作っていきたい。

c　私の町会では、若手の役員を育てることにつながるように、サッカークラブや野球クラブに対して、青少年育成支援として助成をすることで、町会を知ってもらい防災訓練などの参加につながっている。

d　少年・少女スポーツに町会・自治会が助成を行うというのは町会・自治会の助けを借りていることを知ることができるすばらしい取り組みだと思う。☆

e　学校と保護者と地域がコミュニケーションをとって、連携していくには、町会・自治会の側からも動いていかなければならないと思う。

f　各種団体との協働の促進は、すでに実践されているところを参考に区と協力して作っていくという方向性が重要である。☆

g　町会・自治会と各種団体との協働の促進のためには、町会・自治会に助成金を出すにあたり、他団体との連携を助成の条件にするという方法もある。☆

h　私の地区では、地域の学校や消防・警察・社会福祉協議会などと連携して地区活動会議を作って年に２回会議を開いている。お祭りや防災訓練なども連携・支援して活動している。

i　諸団体やＮＰＯと町会・自治会との協働の１つの形が他の地区にも伝わると、別のスタイルも生まれるだろう。こうした形が明確になっていくと、町会・自治会活動の活性化のイメージがわかりやすくなる。☆

j　お互いの活動がわかるように、町会・自治会の活動事例集を作成していきたい。★

⑥　**町会・自治会の会館について**

a　会館は地域のさまざまな活動のよりどころであるが、町会・自治会が自力で土地取得や建設をすることは負担が大きく、区の支援は重要だと思う。

b　複数の町会・自治会が共同で会館を建てたケースなどもあり参考になるが、それぞれの歴史や財産を持つ町会・自治会をまとめることは難しいところもある。

c　町会・自治会会館を持っていない町会・自治会は、地域センターの集会室を借りるとしても、思うように利用ができないこともある。

d　会館があれば拠点としてより活発に活動ができ、地域の輪が広がると思う。

e　会館がない町会・自治会には、区から積極的に援助して会館を持つような状況にしていただきたい。

f　新しく会館を持つのは大変である。借地権だけでも大金で、法人格にしてローンを組んで金融機関などから借りているというところもある。町会・自治会自身の努力も必要だ。

g　区が土地や建物を借上げ、町会・自治会に貸付ける方法もあるのではないか。

h　私の町会では、隣の町会と一緒に建てた。２町会で建てると金銭的にも負担が少ない。

i　活動場所としての会館を複数の町会で持つことは、参考になる事例になるかもしれない。☆

j　区では、空き家が増えているという状況なので、空き家をうまく活用できないかという検討もしている。★

k　小規模な敷地の空き家が多いので会館としての利用は考えにくいが、高齢者のグループ施設で活用したらいいのではと思う。

l　会館が地域住民の拠り所になるということは良い姿だと思う。空き家の活用やコミュニティカフェづくりなど、大きな会館でなくとも地域の拠点になるような場所づくりの工夫が必要である。☆

５．　各町会長会議説明・意見交換の結果概要

事務局では春（4 から 5 月）、秋（9 月から 10 月）に、13 地区の町会・自治会長に対して、２６年度中間答申の説明ならびに施策案等についての意見交換を行った。以下は、その要点をまとめたものである。

①　条例について

a　条例化の実現は喜ばしい。

b　町会・自治会加入を義務付ける条例としてほしい。

c　条例ができたら、町会・自治会の自主的な活動が制限されるのではないかという心配もある。

d　条例案には町会・自治会の意見を反映してほしい。

②　加入促進について

a　事業者・法人はビルのオーナーに町会費をもらっているが、中に入っているテナントさんからはもらえない、うまく加入してもらえるよう助力してほしい。

b　マンションの世帯を一括して加入させられないか。

c　加入促進については、区の全ての部署で折に触れて話してほしい。また、区の取組みについて町会・自治会に情報をフィードバックしてほしい。

d　若い人（特に一人暮らし）は町会・自治会活動に関心がない方が多いようだ。

e　高齢者で経済的に会費が払えず退会する人もいる。加入については区から後押ししてほしい。

f　うちの町会では、お祭り、もちつきなどで交流をはかって、加入者も増えてきている。気長に取り組むということも大切だと思う。

g　町会・自治会に無理に加入をしなくてもいいが、加入しない人は災害時など困った時に町会・自治会からのメリットは受けられないことがあると理解してほしい。

h　町会・自治会がどのようなことをしているか見てもらうことが大切だ。

③　マンション・事業者について

a　マンション等の建築中は、建築主は町会・自治会に加入する。買い主にもその旨申し送るというが、建設後の所有者や管理会社は加入してくれないことが多い。

b　国勢調査のときも管理会社が協力的でなかった。区からよく指導してほしい。

c　建築許可をおろす手続きを厳しくしてほしい。

d　小規模なマンションなどは管理人もいない、連絡先もわからないというところもある。

e　私の町会ではマンション居住者にも加入してもらっているが、居住者が活動に参加してくれない。

f　マンションの理事会などが協力して、入居者への働きかけをしてくれればありがたい。

g　マンションとうまく加入促進や交流ができている実例などがあったら今後教えて欲しい。

h　大家さんや管理組合にも区として働きかけて、加入へ促進するような方法を考えてほしい。

i　マンションは、居住者と連絡が取れないし、オートロックで中に入れてももらえない。

j　地域に非協力的なマンション・業者には、区から指導するなどしてほしい。

④　負担感について

a　行政から依頼される募金活動が年間３回もある。

b　警察、消防からの依頼事や分担金の負担も多い。

c　国勢調査の負担感は大きい。

d　行政からの依頼業務でいえば、行事や振り込め詐欺など啓発に関する依頼が多い。

⑤　支援のあり方

a　単年度ごとに重点課題を定めて支援するというやり方が効果的だと思う。

b　地域見守り活動の助成金などをいただいているが、「お茶は購入してよいが、お茶菓子は駄目。」などと、変な制約があって使いにくい。現場に即した内容にしてほしい。

c　財政的な支援が必要。町会・自治会の役員などに何も報いることができない。

d　掲示板の設置などで協力していただいているお宅に町会・自治会として御礼を出している。こういうところで財政的な支援をしてほしい。

e　町会・自治会の独自の自主的活動に助成金をもらえるならばありがたい。

f　区施設のさらなる減免を検討してほしい。町会・自治会に頼みごとをするばかりでなく、町会・自治会の頼みごとも聞いてほしい。

g　事業所が町会費を支払った場合税務署は経費として認めてくれる。条例をつくるより、そういったことを区で紹介してくれる方が効果があると思う。

h　区からの助成を増やしてほしい。助成が増え、町会・自治会の事業が増えれば、町会・自治会に加入するメリットとなると思う。

i　町会・自治会は今から事業を増やすのは大変。今やっている事業を充実させるのが先だ。

j　新たな事業のスタートなどを支援してもらいたい。

k　既存の活動の応援も考えてほしい。

l　全てを達成できないかもしれないが、町会・自治会の困っていることを聞いて検討してほしい。

m　町会・自治会活動にご尽力いただいている方々に一定程度の金額のお礼を支払いたいが、財政的にも厳しいのでお礼をできていない、できれば区で助成してほしい。

⑥　町会・自治会会館について

a　会館を持ちたくても持てない。

b　空き家を区が購入して、区が町会・自治会に貸し出すことはできないか。

c　利子補助の制度も検討してみてほしい。

d　金融機関では資金を貸してくれるが、町会・自治会長が保証人になる必要がある。

e　警備上の問題などがあるが、近隣の学校の空き教室を会館として使えるとよい。

f　複数の町会・自治会で会館を共有するという方法も考えられるが、備品やおみこしなどがあることを考えると、面積が通常より大きくなってしまうと思う。

g　金融機関の会議室などは貸してくれるところもあると思う。

h　資源回収を行うことで、収入源を確保し、町会・自治会会館を建てることができた。

⑦　その他

a　町会・自治会子どもスタンプカードは見直していただきたい。

b　国の方で町会・自治会の位置付けを明確にしてもらいたい。

c　町会・自治会の地域活動そのものの見直しも必要だ。

d　町会・自治会の活性化には会員の獲得、拠点の獲得の２つが大切だ。

e　駅で「地域町会・自治会に加入しましょう」とたくさんのスローガンが掲出されているのを見た。そういったアイデアもいいと思う。

f　防犯カメラを地域でつけたいと思っても、設置助成は出るがメンテナンス費用やランニング費用はでない。地域全体の防犯のためにやることなのに、町会・自治会が費用負担するのはおかしい。

g　マンションの管理組合で管理費から一括納付してもらうという方法は裁判で負けていて、反対があると町会・自治会費を出せない。これは国交省のマンションの指針が根本となっているので、国交省に働きかけてほしい。

h　都営住宅は管理組合が自治会を兼ねているので、自治会が共用部分の電気等の管理をしている。

i　地区によってはマンションの住人の方が大多数を占めてしまう所もある。こういう所ではマンション住人の意見が地区全体の意見となってしまうことも考えられる。こういった状況について町会・自治会自身が考え方をはっきりするべきだ。

j　区営の住宅であるのに、入退去の情報などを区は教えてくれない。

k　すべての町会・自治会に悩みがある。基本は各町会・自治会で知恵をしぼるしかない。

l　私の町会では、町内のお母さん方がハロウィンをやりたいとのことで、町会が準備のための場所として会館を貸した。会館の貸出料を半額にするなどして協力したが、こういった活動を支援してあげたいし、こういった形で若い方と関わっていきたい。

第２章　町会・自治会への区からの依頼業務調査の実態

１．　調査の目的と方法

（１）　調査の目的

平成 26 年度に実施した町会・自治会アンケート調査によると、町会・自治会の組織運営上の課題として、「役員の高齢化や役員のなり手不足による活動の低迷」（392 ポイント。問題が大きいと思う順に 3 つ選択し、1 位 3 ポイント、2 位 2 ポイント、3 位 3 ポイントの重み付け集計をした。）で最も高く、「活動従事者の固定化」が 217 ポイント、「区から依頼される町会・自治会の仕事の増加」が 149 ポイントの順となっている。

また、行政からの依頼業務について、全体の 78.7%の団体が負担を感じると回答している。

図 1　行政からの依頼業務の負担感

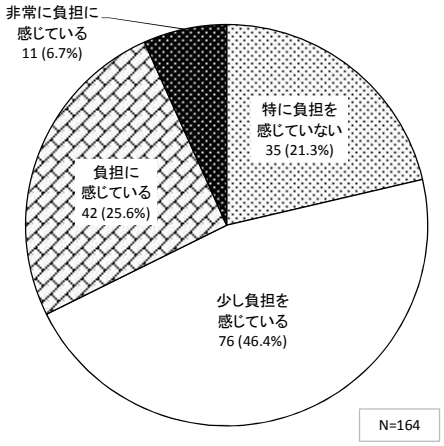

平成 26 年度町会・自治会アンケート調査結果より

このような実態をふまえ、町会・自治会に対する行政からの依頼業務のあり方の見直しが、委員会から提言された。

そこで、平成 27 年度では、区の各部課から町会・自治会にどのような業務を依頼しているかを把握し、負担感を軽減するために業務の依頼方法などの改善方策を検討することとした。

（２）　調査の方法

区役所の全部課に対して調査票を配布し記入してもらった。

2． 調査結果

（1） 区からの依頼業務の数

21 課から回答があり、依頼業務の数は合計 69 件であった。防災課と地域活動課が 12 件、環境課が 7 件となっている。福祉計画課、子ども育成課はそれぞれ 6 件であるが、高齢者地域支援課 3 件を合わせると福祉関係全体では 15 件となる。当然のことであるが、住民生活に身近な分野で依頼業務の数が多くなっている。

図 2 担当課と依頼業務の数

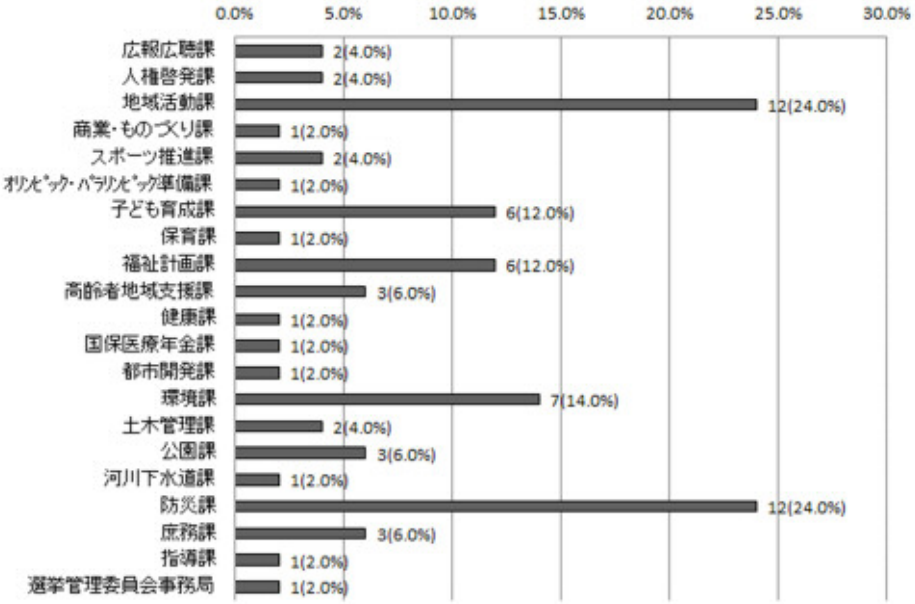

（2） 業務の種類

業務の種類を類型別にみると、「お知らせ、広報、ＰＲ」が 33 件、「事業、会議への委員等の派遣、推薦、出席要請」が 29 件、「区の建物、施設、物品等の管理」が 5 件、「地域や住民についての調査や情報提供」が 3 件、となっている。

図 3 業務の種類（複数回答）

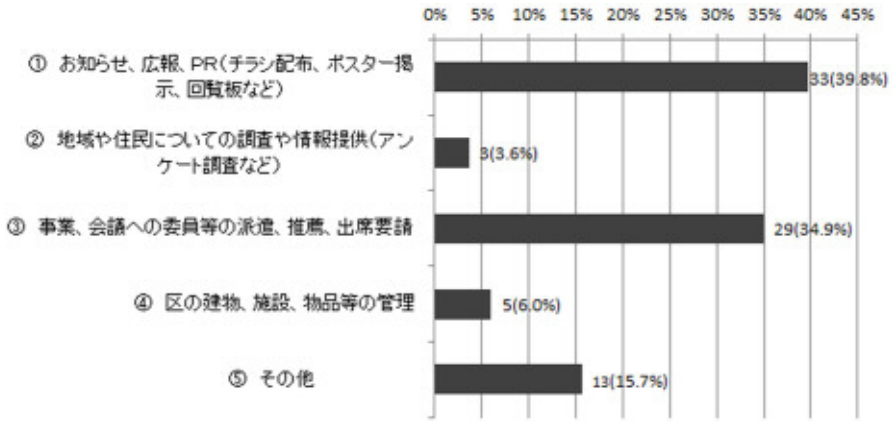

（３） **具体的な業務の内容**

課ごとの業務内容の一覧は表の通りである。

担当課	担当	業務の名称	具体的な業務の内容
広報広聴課	広報広聴担当	区政モニターの推薦	区政モニターの町会・自治会からの推薦依頼
	広報広聴担当	統合チラシ配布	区からのお知らせをまとめた統合チラシを各町会・自治会の回覧板により回覧。
人権啓発課	同和対策担当	「講演と映画のつどい」開催に伴うポスターの掲示	
	男女共同参画担当	1.啓発誌マイセルフの回覧 2.男女共同参画推進フォーラムのポスター掲示	1.マイセルフの回覧 2.男女共同参画推進フォーラムのポスター掲示
地域活動課	地域支援係	区政協力委員	地域への区政の周知および連絡。区政に対する区民要望等の連絡等。これらを行うにあたって、年３～４回会議に出席。
	地域支援係	地域ニュース編集委員	地域ニュースの企画・編集に関すること。登載する記事、資料等の収集に関すること。
	地域支援係	青少年対策地区委員会	各地区（１３地区）の地区委員会の委員を町会・自治会およびＰＴＡで推薦してもらい、青少年健全育成のための事業を計画・実施してもらっている。委員を推薦してもらっている関係から、町会長が地区委員に充て職として就任する例も多い。
	地域支援係	ふれあい掲示板管理および各種文書の掲示・回覧	掲示板（ふれあい掲示板・町会・自治会掲示板）への掲示物の貼付および除去。回覧板による文書の回覧 ふれあい掲示板およびその周辺の点検・安全管理
	地域支援係	区民まつり	区民まつりの開催に関すること全般
	地域支援係	集会所等管理・運営（荏原区民センター・東大井区民集会所・ウェルカムセンター原・交流施設	集会施設の管理・運営および当該施設を利用しての自主事業の実施
	統計係	平成２７年国勢調査　ＰＲ用ポスターの掲示	国勢調査ＰＲ用に、掲示板等へポスターの掲示をお願いしている。今回は、平成２７年８月頃に実施予定。ポスターは、町会・自治会に依頼・配布し、掲示してもらう。

地域活動課	統計係	平成２７年国勢調査　調査員候補者の推薦	①各町会・自治会内の調査地域を担当する調査員候補者を推薦していただき、推薦名簿を作成のうえ３月末に区へ提出していただいた ②推薦名簿提出後、調査員候補者に変更があった場合は、随時、変更名簿を提出していただいている ③推薦人数については、7/21 現在、2008 名 ※依頼については、平成 27 年１月～2 月の町会・自治会長会議において行った
	協働推進係	地区ふれあいサポート活動会議および地区（仮称）支え愛活動会議の委員および出席依頼（１３地区）	地区ふれあいサポート活動会議および地区（仮称）支え愛活動会議の委員および出席を依頼（なお、同会議は、各地区毎に実施しているふれあいサポート活動および（仮称）支え愛活動について、情報交換・収集や連絡調整等を行うため開催）
	協働推進係	ふれあいサポート活動および（仮称）支え愛活動推進委員会への出席依頼	ふれあいサポート活動および（仮称）支え愛活動推進委員会への出席を依頼　（なお、同委員会は、各地区で実施されているふれあいサポート活動および（仮称）支え愛活動について、各地区の取り組み状況の報告や課題等について意見交換等を行うため開催）
	協働推進係	ふれあいサポート活動体験発表会への出席依頼	各地域センター経由で、ふれあいサポート活動体験発表会への出席を依頼　（なお、同発表会は各地域のふれあいサポート活動関係者を中心に、ふれあいサポート活動の PR と地域のボランティア同士の交流を図るために開催）
	協働推進係	地域貢献団体感謝状贈呈式の贈呈団体推薦および出席依頼	各地域センター経由で、地域貢献団体感謝状贈呈式の贈呈対象となる団体の推薦および出席を依頼。（なお、感謝状贈呈式は、地域の連携や活性化につながる自主的な活動を活発に行っている団体に対して、感謝状および奨励金を贈呈することで、団体活動の一層の活性化を支援し、地域の課題解決につながる支え合いの仕組みづくりの推進を図ることを目的とする）
商業・ものづくり課	管理係	単独ポスター掲示（サポしながわ利用案内等３件および伝統の技と味展　計４件）	ふれあい掲示板への掲示
スポーツ推進課	地域スポーツ推進係	地域のスポーツ教室・イベント等のチラシ配布	統合ポスター・チラシ、町会・自治会掲示板
	少年少女スポーツ担当	ひらさん広場協議会への出席	２か月に一度、荏原第三地域センター集会室でひらさん広場の利用調整会議に出席し、スケジュール調整と使用団体を確認してもらう
ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ準備課	ｵﾘﾝﾋﾟｯｸ・ﾊﾟﾗﾘﾝﾋﾟｯｸ担当	ふれあい掲示板へのポスター掲示	２７年度はホッケーフェスタのポスターのふれあい掲示板への掲示
子ども育成課	ゆたか児童センター	ゆたかっこネット	町会子ども会の担当者に会議への出席依頼 町会子ども会の担当者に子どもまつりへの出店依頼
	三ツ木児童センター	児童センターお知らせ配布、回覧	町会に、児童センターのお知らせを配布および回覧
	小関児童センター	センター敷地内の植木の剪定および清掃	センター横の私道の清掃および植木剪定
	小関児童センター	児童センターお知らせ掲示	マンション内掲示板に児童センターのお知らせを掲示

子ども育成課	東品川児童センター	かっぱこまつりのお知らせ	児童センターまつりの広報についてのみ依頼（回覧板）
保育課	保育教育計画係	非常勤職員登録者募集のお知らせ（回覧板）の配布	保育園非常勤職員等の登録者を募集するにあたり、特定の地域の町会・自治会に回覧板を不定期に配布。
福祉計画課	民生委員担当	民生委員・児童委員、主任児童委員の推薦依頼	3年毎の一斉改選時および欠員補充時の推薦依頼。民生委員の受持区域毎に、該当する町会・自治会より推薦してもらう。
	庶務係	高齢者見守りネットワーク事業	「孤立死ゼロを目指し」防止対策として、町会・自治会における地域のひとり暮らし高齢者や高齢世帯への緩やかな見守り活動（定期的な家庭訪問及びサロン等の開催）の実施を依頼。
	庶務係	のんき会	杜松ホーム地域開放スペースにかかる意見交換
	庶務係	日本赤十字社　社員増強運動・ 献血運動	①5月社員増強運動の回覧版、献血運動のＰＲ（ちらし回覧、ポスター掲示、街頭での周知活動） ③町会・自治会長…分団長任命、町会…説明会、研修会への出席 ⑤協賛委員の選出、募金活動、献血当日の運営
	庶務係	荏原厚生事業協会	荏原地区（5地区）の連合町会長が委員として就任 日赤社資募集説明会の実施 共同募金を原資とした地元福祉団体への配分
	庶務係	(1)　東京都共同募金会 (2)　品川・荏原地区協力会	①10月赤い羽根募金、12月歳末助け合いの回覧　③連合町会長（2人）…東京都共同募金会理事会へ出席（年3回） 全連合町会・自治会長…地区協力会への出席（年1回）
高齢者地域支援課	介護予防推進係	高齢者クラブ会員募集のＰＲポスターの掲示	年に1回、区内全域のふれあい掲示板に高齢者クラブ会員募集のＰＲポスターを掲示してもらっている。
	シルバーセンター係	「シルバーセンター音楽祭」に関する周知チラシの配布	毎年2月に開催しているシルバーセンター音楽祭（会場：五反田文化センター）について、周辺地域へ周知するため、大崎第一地域センター管内の全町会へ周知チラシの配布を依頼した。
	介護予防推進係	品川区シルバー成年式	品川区シルバー成年式式典への出席
健康課	健康づくり係	地区健康づくり推進委員の推薦	地域での健康づくりの推進をはかるため、健康づくり事業の企画・実施や啓発活動を実施する委員を推薦してもらっている
国保医療年金課	保健指導係	国保基本健診受診啓発用ポスター掲示と回覧版	毎年、8月と12月に国保基本健診受診啓発用ポスターと回覧版を、各町会・自治会において掲示および回覧をして頂いている。
都市開発課	都市開発担当	品川区都市再生整備計画評価委員の受嘱	国が交付する社会資本整備総合交付金を財源の一部とする事業において、区が実施した社会資本整備総合計画の目標達成状況確認や今後のまちづくり方策等について上記評価委員会の委員として意見を述べる。（当該整備計画事業を実施した地域の町会長に地元住民代表者として委員を受けていただいている）

環境課	環境管理係	品川区環境活動推進会議委員の推薦	品川区環境活動推進会議の参加
		サマールックキャンペーンのチラシ・ポスターの掲示	サマールックキャンペーンのチラシ・ポスターの掲示
		ウォームビズキャンペーンのチラシ・ポスターの掲示	ウォームビズキャンペーンのチラシ・ポスターの掲示
		しながわＥＣＯフェスティバルのチラシ・ポスターの掲示	しながわＥＣＯフェスティバルのチラシ・ポスターの掲示
		打ち水大作戦しながわのポスターの掲示	打ち水大作戦しながわ 2015 のポスターの掲示
	環境管理係	環境大賞記念イベント等のチラシ・ポスターの掲示	環境大賞記念イベント・環境啓発ミュージカル・環境講演会のチラシ・ポスターの掲示
	指導調査係	羽田空港機能強化に関する説明会等のちらしの配布	国土交通省による羽田空港機能強化に関する説明会の開催通知やニュースレターの回覧。国土交通省からの依頼業務
土木管理課	交通安全係	品川区交通安全協議会	春秋の品川区交通安全運動実施要領の検討等を実施する、区内の交通事故防止活動の相互連携を図る会議体への出席
	交通安全係	ヒヤリハット地図啓発事業	ヒヤリハット地図の周知および交通安全啓発 ヒヤリハット地点の追加検討
公園課	みどりの係	しながわ水族館特別展ポスター（夏・春）の掲示	夏休みおよび春休みに開催する特別展のポスターを、町会・自治会掲示板に掲示
	公園建設担当	しながわ中央公園拡張事業に伴う擁壁改修工事説明会　開催ビラを町会掲示板に掲示し周知する	１２月２日に説明会を開催するため、開催のお知らせビラを町会・自治会掲示板に掲示
	公園建設担当	東品川公園改修工事説明会開催ビラを町会・自治会掲示板に掲示し周知する	８月１９日・３月２６日に説明会を開催するため、開催のお知らせビラを町会・自治会掲示板に掲示してもらうよう依頼
河川下水道課	水辺の係	（※協議会自体が地元主催のため参考）目黒川利活用協議会の運営	目黒川の河川空間において、水辺や地域の賑わいを創出するために、河川空間の活用方法や、民間事業者との連携などを調整、決定する協議会の運営
防災課	計画係	八潮地区資機材稼働点検（委託）	防災資機材（発電機、排水ポンプ、バーナー・ゴトクセット）の稼働点検
	啓発・支援係	家庭用消火器あっせんチラシの配布	家庭用消火器あっせんチラシを回覧板にて配布
		防災用品あっせんチラシ配布	防災用品あっせんチラシを回覧板にて配布
		防災訓練計画書・報告書の提出依頼	防災訓練を実施する際に、事前の届出および事後の報告を依頼している。
		防災区民組織役員名簿、区民消火隊名簿およびミニポンプ隊名簿の調査	防災区民組織役員、区民消火隊およびミニポンプ隊について、名簿を作成するための調査を依頼
		役員用防災服一式、防火衣等貸与申請	防災区民組織役員を対象に防災服、区民消火隊およびミニポンプ隊を対象に防火衣を貸与しているため、新規に加入した隊員がいる場合は、貸与申請を依頼している
		ミニポンプ隊および区民消火隊員感謝対象者の推薦	ミニポンプ隊および区民消火隊員について、功績が顕著な者を対象に感謝状の贈呈を実施しており、その対象者について、防災区民組織本部長へ推薦を依頼している

防災課	啓発・支援係	東京防災隣組および地域防災学習交流会の情報周知	＜東京都主催の事業＞東京防災隣組認定団体の認定に係る各種調査、認定団体への情報周知など。また、都主催の防災に関する学習会等の周知
		小型防災ポンプ・動力ポンプの管理	自分たちのまちは自分たちで守るという共助の精神から、小型防災ポンプ隊および動力ポンプ隊を結成している防災区民組織（≒町会・自治会を母体とした組織）がある。平常時から自らが点検・訓練等を行うことによって、発災時に速やかな初期消火活動を行うことを可能とし、ポンプを配備している
		災害時要援護者名簿の管理	発災時に災害時要援護者の安否確認、避難誘導を行うための支援体制作りに必要な情報として各防災区民組織に対し、災害時要援護者名簿を配布し管理、活用していただく
		防災アドバイザー研修受講生の推薦	これまでは受講生について各防災区民組織ごとに３名程度の推薦を依頼していたが、次年度以降防災アドバイザー研修は新事業として計画している「防災学校」へ統合、拡充される予定。その場合の研修生募集手段については今後検討する予定
	計画係	品川区設置街頭消火器（格納箱含む）の外観点検	町会・自治会の管内に設置されている、街頭消火器（格納箱含む）の外観点検
教育委員会庶務課	庶務係	区内在住・在学児童の町会・自治会行事参加促進事業の実施	・年に一度、町会・自治会行事の年間予定を区へ報告 ・物品の管理 ・町会・自治会行事を実施する際、児童が学校や地域センターで配付しているスタンプカードを持ってきた場合は、町会・自治会役員がスタンプまたはサインをし、３つたまると児童に記念品をあげる業務である。行事を実施する際にはスタンプカード受付の目印となるのぼり旗を立て、ゴム印やインク、記念品等の物品を会場へ持ち込む
	庶務係	区内在住・在学児童の町会・自治会行事参加促進事業	同上
	庶務係	入学式・卒業式・周年行事への出席	入学式・卒業式・周年行事へ来賓として出席していただく
指導課	事業推進担当	校区外部評価委員	日常的に学校を訪問し、授業および行事などの教育活動を見学し、所定の事項について評価活動を行う。また、委員会の会議を開催し、評価活動について報告、協議を行う
選挙管理委員会	事務局	選挙啓発チラシ、寄付禁止チラシの配付	選挙啓発チラシを町会・自治会に配付している。（年２回） 寄付禁止チラシを町会・自治会長に配付（年２回）

（４） 業務の依頼頻度

業務の依頼頻度は毎月が 5 件、年 1 回が 24 件、その他定期が 19 件、不定期が 21 件である。毎月依頼している業務としては、地域活動課から集会所の管理運営に関する業務や防災課の小型ポンプの管理のほか、広報広聴課から統合チラシの配布などの業務があげられており、いずれも必要性が高い。不定期業務を業務内容からみると、イベントの告知や各種の調査などがある。

図 4　業務の依頼頻度

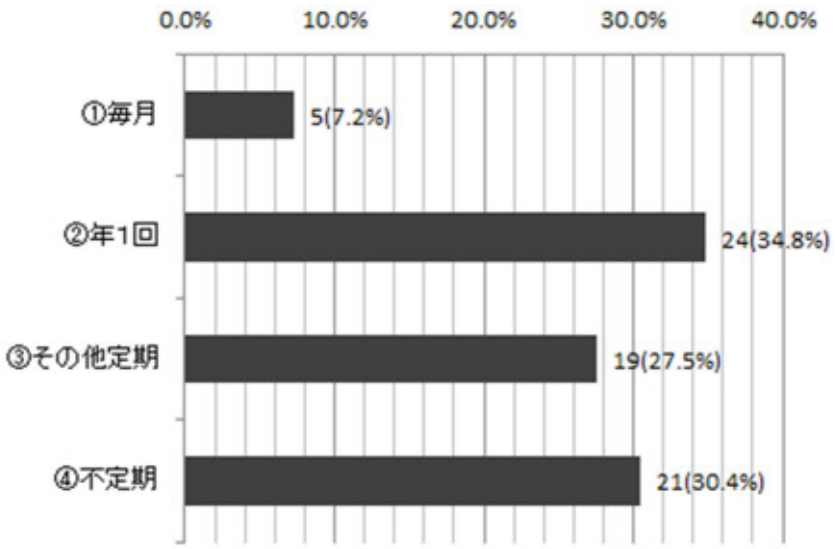

（5）　**法令・条例・要綱等の根拠**

依頼業務について、法令や条例・要綱等の根拠があるものは 26 件である。

図 5　法令・条例・要綱等の根拠

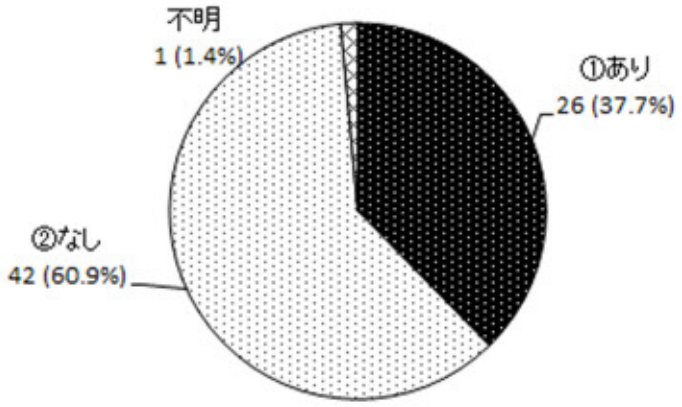

担当課	業務の名称	（法令がある場合、具体的な法令名）
地域活動課	区政協力委員	品川区区政協力委員規程
	区民まつり	品川区民まつり（地区会場）補助金交付要綱
	地区ふれあいサポート活動	地区ふれあいサポート活動会議運営要領　地区（仮称）支え愛活動運営要領
	地域貢献団体感謝状贈呈式の贈呈団体推薦および出席依頼	地域貢献団体への感謝状および奨励金贈呈要綱
スポーツ推進課	ひらさん広場協議会への出席	品川区立ひらさん広場（多目的広場）地域利用実施要綱
福祉計画課	民生委員・児童委員、主任児童委員の推薦依頼	民生委員法、東京都民生委員・児童委員選任要綱
	高齢者見守りネットワーク事業	品川区高齢者等地域見守り活動助成金交付要綱
	杜松ホーム地域開放スペースにかかる意見交換	杜松地域交流拠点懇談会規程
健康課	地区健康づくり推進委員の推薦	品川区民健康づくり推進協議会設置要綱
都市開発課	品川区都市再生整備計画評価委員の受嘱	品川区都市再生整備計画評価委員会設置要綱
環境課	品川区環境活動推進会議委員の推薦	品川区環境活動推進会議設置要綱
土木管理課	交通安全係	品川区交通安全協議会規約
河川下水道課	目黒川利活用協議会の運営	河川法、河川敷地占用許可準則
防災課	八潮地区資機材稼働点検	八潮地区防災資機材の稼働・点検の委託に関する要綱
	家庭用消火器購入助成	家庭用消火器購入助成要綱・家庭用消火器薬剤詰替斡旋事業実施要綱に基づいて実施
	防災訓練等	品川区地域防災計画に基づいて実施
	地域防災活動	品川区における防災区民組織の育成に関する要綱、ミニポンプ隊および区民消火隊員感謝要綱、小型防災ポンプ、動力ポンプおよびスタンドパイプならびにこれらの付属品の配備に関する要綱、災害時要援護者の安全確保に関する要綱
	街頭消火器の外観点検	街頭消火器外観点検委託に関する要綱
指導課	校区外部評価委員	品川区立小学校および中学校における外部評価実施要綱

（6） **費用の発生**

業務に対して費用が発生するものは 50 件、発生しないものが 18 件である。費用の内容としては、負担感が大きいとされる掲示板の管理や回覧について、所管の地域活動課からは補助金として 4.244,800 円（13 地区）が交付されている。また地域ニュースの編集について編集会議の費用として 9 地区合計で年間 77,280 円、健康課の地区健康づくり推進委員の活動について 1 地区年間 205,700 円の活動費を交付する等、依頼業務に対して町会・自治会に補助金や活動費が交付されている。

図 6　費用の発生

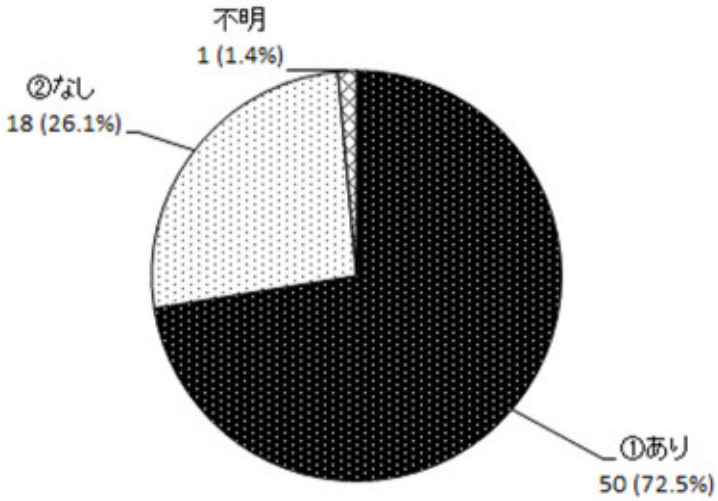

担当課	業務の名称	発生費用、区の負担額
地域活動課	区政協力委員	（平成 26 年度決算額） （1）委員謝礼（報償費）　8,078,000 円 （2）会議用お茶代等（食糧費）　2,821,628 円 （3）委員名刺作製費（一般需用費）　358,400 円
	地域ニュース編集委員	編集会議を設けている全地区（9 地区）合計で年間 77,280 円。
	青少年対策地区委員会	平成 26 年度決算額 青少年健全育成事業委託料 13,871,700 円（13 地区合計）
	ふれあい掲示板管理および各種文書の掲示・回覧	区の負担額（補助金）：4，244,800 円（13 地区）
	区民まつり	区負担額（補助金）：14，300,000 円（13 地区）
	集会所等管理・運営（荏原区民センター・東大井区民集会所・ウェルカムセンター原・交流施設	区の負担額（委託料）：60,779,915 円（荏原区民センター・東大井区民集会所） （補助金）：13,494,000 円（ウェルカムセンター原・交流施設

福祉計画課	高齢者見守りネットワーク事業	見守り活動経費（打合せ用事務用品・お茶代経費・活動謝礼・サロン開催材料費・物品購入費等）が発生し、そのうち活動立上げ経費と継続経費として、区からは１年目から３年目までは10万円、４年目から10年目まで５万円を申請により助成する。
健康課	地区健康づくり推進委員の推薦	１地区年間205,700円を活動費として交付
	統合チラシ配布	172,800円（11,500枚）×15回＝2,592,000円（172,500枚）
環境課	品川区環境活動推進会議委員の推薦	会議一回参加につき、報酬5,000円を区が負担。
防災課	八潮地区資機材稼働点検（委託）	317,500円（平成27年度）
	防災訓練計画書･報告書の提出依頼	防災訓練の参加人数等に応じた金額を、防災区民組織育成助成金として各町会に交付している。予算額：9,022,750円
	小型防災ポンプ･動力ポンプの管理	小型防災ポンプ１隊につき２万円、動力ポンプ１隊につき３万円を助成金として各防災区民組織（≒町会・自治会を母体とした組織）へ支払っている。※上記の金額で町会の負担はガソリン代や消耗品等を購入することになる
	品川区設置街頭消火器(格納箱含む）の外観点検	5,685,200円（平成27年度）
庶務課	区内在住・在学児童の町会･自治会行事参加促進事業の実施	のぼり旗代（H26　477,900円）、記念品代（H27　870,000円）、スタンプ代（H26　225,900円）ゴム印代（H26　264,712円）
	区内在住・在学児童の町会･自治会行事参加促進事業の実施	のぼり旗代（H26　477,900円）、記念品代（H27　870,000円）、スタンプ代（H26　225,900円）ゴム印代（H26　264,712円）
	入学式･卒業式･周年行事への出席	（周年行事の場合）祝賀会費5000円
指導課	校区外部評価委員	委員謝礼：10,000円/1人

（7） 費用の負担

費用が発生する業務については、区が負担しているものが 17 件で、区と町会・自治会双方で負担しているものが 2 件、町会・自治会が負担しているものが 1 件となっている。区と町会・自治会が双方で負担している業務としては、地域活動課の区民まつり、福祉計画課の「高齢者見守りネットワーク事業」がある。町会・自治会が負担しているとの回答は「行事への来賓として出席」で儀礼的な経費の発生が見込まれることが想定されている。

図 7　費用の負担

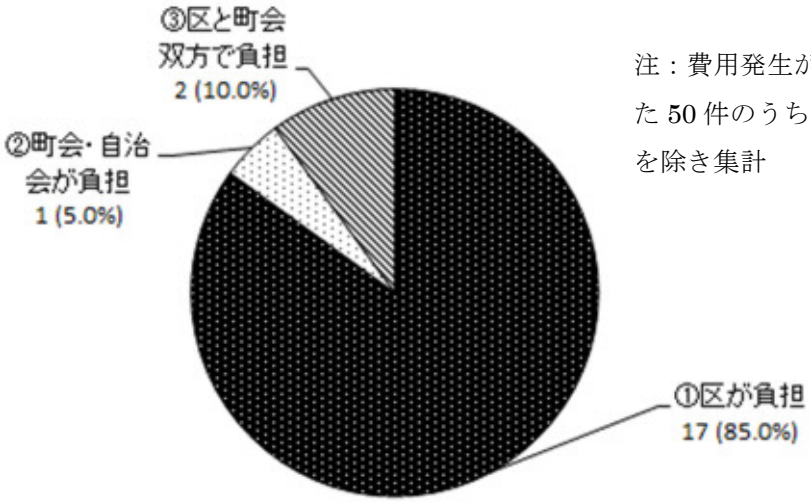

注：費用発生が「あり」と回答した 50 件のうち、未回答（30 件）を除き集計

（8） 町会・自治会に業務を依頼する理由

業務を依頼する理由として、「町会・自治会への依頼が不可欠（代替する方法がない）」40 件で約 60%を占めている。

これに対して「不可欠ではないが効率的（他に依頼する方法はあるが経費や効率面で問題）」が 19 件、「不可欠ではないが慣例として」が 8 件あり、業務の軽減を図るためには、これらの業務について優先的に吟味するところから始めことが考えられる。

図 8　町会・自治会に業務を依頼する理由

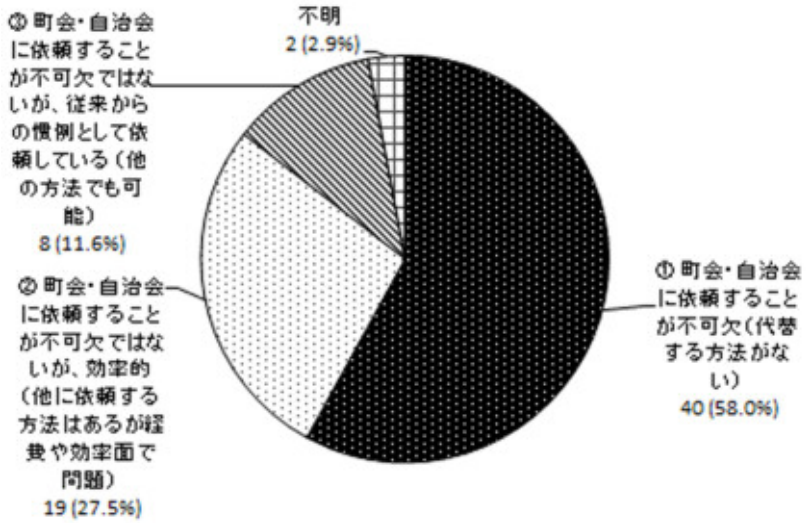

（9） 業務に対する評価

業務について「円滑に行われている」が 54 件、約 80%を占めるが、「少し課題がある」9 件、「課題が多い」5 件、という回答もあり、依頼の方法や内容について町会・自治会の意向を踏まえて検討を要する業務もあるといえる。

課題として、個人情報にふれるような業務について町会・自治会で取り扱うことに敏感になっている、寄付や募金などに関する業務について強要されたと感じる住民がいる、などが挙げられた。

また健康や福祉、防災などの分野で、担い手不足などによって行政が町会・自治会に期待する役割を十分に果たしきれないという問題も指摘されている。これらは依頼業務というより、行政と町会・自治会との協働のあり方の本質的な課題である。

図 9　業務に対する評価

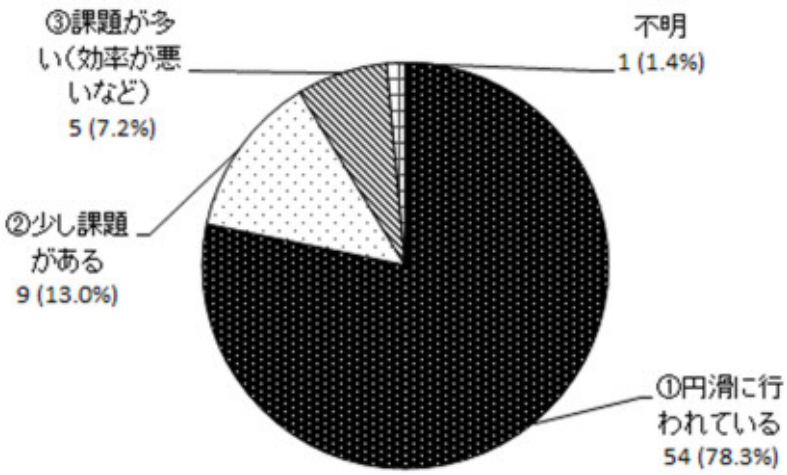

①円滑に行われている

担当課	業務の名称	上記の理由（記述）
広報広聴課	区政モニターの推薦	区政に関心がある区民の推薦が可能であるため
	統合チラシ配布	町会・自治会の回覧板で周知するため
地域活動課	区政協力委員	町会・自治会長の充て職として、昭和 46 年から続いており、区政の効率的な推進に貢献し続けている
	青少年対策地区委員会	各地区で青少年健全育成事業を展開し、効果をあげている。町会・自治会と共催の事業もあり、相互の協力により、より大きな規模の事業を実施できている
	区民まつり	区民まつりでの共同作業を通じて、各地区における各町会・自治会間の連携がより強化されるとともに、よき交流の場としての機能も担っている

地域活動課	集会所等管理・運営（荏原区民センター・東大井区民集会所・ウェルカムセンター原・交流施設	他の区民集会所が広域からの利用者を受け入れていることに対し、これら３施設は地元密着型で、主に近隣団体の利用を想定しているため、地域コミュニティの核となっている町会・自治会の関係者が各運営団体に参加することにより、地域内で円滑に事業運営が行われている
	平成２７年国勢調査　ＰＲ用ポスターの掲示	国勢調査を円滑に実施するためには、区内の隅々にわたり周知し理解と協力を得ることが重要である。町会・自治会の協力を得て、より多くの人の目に触れる街角の町会・自治会掲示板へ掲示し、広く周知することが必要不可欠である
	平成２７年国勢調査　調査員候補者の推薦	調査員の選考においては、調査を円滑に実施するために地域の実情を把握している方であることと、顔見知りによる「かたり調査」の防止の観点などから、近隣に居住し町会・自治会長からの推薦者に従事していただくことが望ましいと考える。今回も各町会・自治会から理解と協力が得られ、2，008 人（7/21 現在）の推薦をいただき、円滑に行われている
	地区ふれあいサポート活動会議および地区（仮称）支え愛活動会議の委員および出席依頼（１３地区）	町会・自治会から委員を選出し会議に出席することにより、活動の推進に繋がっているため
	ふれあいサポート活動および（仮称）支え愛活動推進委員会への出席依頼	地区ふれあいサポート活動会議の代表および（仮称）支え愛活動会議代表が出席することにより、活動の推進につながっているため
	ふれあいサポート活動体験発表会への出席依頼	２年に一回の開催で出席は任意のため
商業・ものづくり課	単独ポスター掲示（サポしながわ利用案内等３件および伝統の技と味展　計４件）	ふれあい掲示板への掲示のため
スポーツ推進課	地域のスポーツ教室・イベント等のチラシ配布	町会掲示板・回覧板などを見て参加する方も多く、有効な周知方法となっている
	ひらさん広場協議会への出席	出席者全員が、地域の公園を地元の利用団体で有効活用しようという共通認識を持っている。また、協議会会長、事務局長が会議をうまくとりまとめている
子ども育成課	ゆたかっこネット	町会の子ども会担当者の出席。子どもたちのためにというテーマの活動なので好評
	ゆたかっこまつり	三町会の子ども会担当者が協力して運営。親子で楽しめると好評
	児童センターお知らせ配布、回覧	地域センターを通じて依頼しているので、問題なくおこなわれている
	児童センターお知らせ掲示	・マンション自治会、管理人ともに、センターでおこなう行事に対して理解がある ・毎年同じ時期、同じ内容で依頼するため慣例化している
保育課	非常勤職員登録者募集のお知らせ（回覧板）の配布	回覧配布後、数件は問い合わせが来ており、確実に回覧が配布されている
高齢者地域支援課	「シルバーセンター音楽祭」周知チラシの配布	町会・自治会の協力を得ているため。

国保医療年金課	国保基本健診受診啓発用ポスター掲示と回覧版	町会・自治会の掲示板や回覧版を活用させて頂いた後は、区民の方から区へのお問い合わせも多く、受診啓発に大いに役立っている。単独でこの業務のみとなると負担は大きいと思われるが、今のところ他の業務と併せてであれば、円滑に行われていると感じている
環　境　課	品川区環境活動推進会議委員の推薦	町会・自治会の協力を得ているため。
	サマールックキャンペーンのチラシ・ポスターの掲示	町会・自治会の協力を得ているため。
	ウォームビズキャンペーンのチラシ・ポスターの掲示	町会・自治会の協力を得ているため。
	しながわＥＣＯフェスティバルのチラシ・ポスターの掲示	町会・自治会の協力を得ているため。
	打ち水大作戦しながわのポスターの掲示	町会・自治会でポスターを掲示していただいており、おかげさまで打ち水百景写真コンクールへの応募も多く、打ち水百景写真展も大盛況で行えました。
	環境大賞記念イベント・環境啓発ミュージカル・環境講演会のチラシ・ポスターの掲示	町会・自治会の協力を得ているため。
	羽田空港機能強化に関する説明会等のちらしの配布	町会・自治会の協力を得ているため。
河川下水道課	（※協議会自体が地元主催のため参考）　　目黒川利活用協議会の運営	協議会の会長、副会長である町会長の皆様が、水辺での賑わい創出に関する事業に非常に協力的である
庶務課	入学式・卒業式・周年行事への出席	経験に基づくノウハウがあるため円滑である。
指導課	校区外部評価委員	平成１４年度から実施されている事業であり、内容についての理解も深まっており、学校と町会・自治会の関係も良好に保たれていることから、実施はスムーズに行われている。

②少し課題がある

担当課	業務の名称	上記の理由（記述）
地域活動課	ふれあい掲示板管理および各種文書の掲示・回覧	住民への行政情報の周知の必要性が高まる中、区を含めて各行政機関から掲示依頼されるポスターが増加しており、各町会・自治会の負担が増えている
	地域貢献団体感謝状贈呈式の贈呈団体推薦および出席依頼	町会・自治会において、贈呈対象となる団体をすべて把握しきれていない。そのため、推薦できない、あるいは複数の推薦がある等、町会・自治会によって偏りがある
福祉計画課	民生委員・児童委員、主任児童委員の推薦依頼	民生委員のなり手不足
	日本赤十字社　社員増強運動・献血運動	個人情報の扱いに敏感になっている。東日本大震災以降募金の機会が増え負担が増加しており、「強要された」と感じる住民もいる

福祉計画課	(1)　東京都共同募金会 (2)　品川・荏原地区協力会	個人情報の扱いに敏感になっている。 東日本大震災以降募金の機会が増え負担が増加しており、「強要された」と感じる住民もいる
健康課	地区健康づくり推進委員の推薦	活動の日時や時期などによって参加が難しいなど、委員の担い手の確保が難しいとの声がある
土木管理課	ヒヤリハット地図啓発事業	ヒヤリハット箇所（交通上の危険箇所）は個人の主観により判断基準が異なるため、危険箇所であることの根拠があいまいになるが、町会・自治会に検討してもらう以外に方法がない。また、ホームページを見られない家庭に対しての周知方法などに課題がある
防災課	小型防災ポンプ･動力ポンプの管理	熱心に取り組む組織とそうでない組織がある
	災害時要援護者名簿の管理	個人情報の管理方法や名簿を有効に活用するための方法など

③課題が多い（効率が悪いなど）

担当課	業務の名称	上記の理由（記述）
福祉計画課	高齢者見守りネットワーク事業	見守り活動は、内容に差はあるが従来から町会・自治会、民生委員協議会、高齢者クラブ、在宅介護支援センター、支え愛・ほっとステーションおよび社会福祉協議会事業等により行われているが、全体の連携・調整がうまく取れていない部分が多く、非効率に展開されている状況がある。また、地域における支援として互助精神による見守り活動を普及させなければ、行政だけでは増え続ける高齢者に対する見守りができなくなってしまう
防災課	八潮地区資機材稼働点検（委託）	事業の実態として、防災課職員および地域センター職員が同行し、発電機等の稼働・点検方法の実演や指導を行う必要があり、委託事業というよりは、防災訓練のような状態となっている
	品川区設置街頭消火器(格納箱含む）の外観点検	・担当者が、点検用に、全町会・自治会分の消火器位置図を作成するため、膨大な業務時間を費やすことになり、非常に効率が悪い ・専門の事業者が点検を行うわけでないため、町会・自治会によって点検の精度にばらつきがある
庶務課	区内在住・在学児童の町会･自治会行事参加促進事業の実施	①人手不足のため、業務を行えないという意見が町会・自治会から出た ②町会・自治会によって、児童向けの行事実施にばらつきがあるため児童に不公平感が出る ③町会・自治会で既に同様の事業を実施しており、それと比べても本事業の記念品に魅力がないとの声が多数寄せられている。なお、本事業の記念品は折り紙、なわとび、ヨーヨーである
	区内在住・在学児童の町会･自治会行事参加促進事業の実施	①人手不足のため、業務を行えないという意見が町会・自治会から出た ②町会・自治会によって、児童向けの行事実施にばらつきがあるため児童に不公平感が出る ③町会・自治会で既に同様の事業を実施しており、それと比べても本事業の記念品に魅力がないとの声が多数寄せられている。なお、本事業の記念品は折り紙、なわとび、ヨーヨー

（１０）町会・自治会に依頼する業務量の軽減の可能性

町会・自治会に依頼する業務量軽減の可能性について、「軽減することは難しい」が51件、73.9%である。これに対して、「軽減できる可能性はある」が12件、「軽減できる」は2件あった。

図 10　町会・自治会に依頼する業務量軽減の可能性

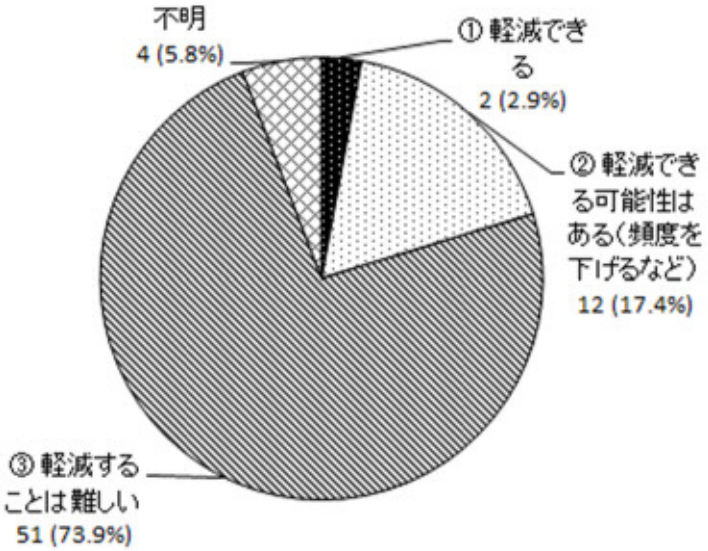

３．　今後の課題

（１）　広報・ＰＲに関する依頼業務の見直し

26年度の町会・自治会アンケートでは、「特に負担が大きい仕事」として掲示や回覧を挙げた人は23.4%あった。具体的な意見として、「月２回の配布が多すぎる」「少し整理をして月１回にできないものか」など配布回数に関する意見、「量が多すぎて掲示板に貼り出す事ができない」「取拾選択に苦労する」など配布される資料の分量に関する意見、「大きさがバラバラで掲示板に貼りきれない」「パンフレットで右と左開きがあるが、右か左か統一して欲しい」などの意見があった。また「不用なものが多い」「コンサートなどのチラシを掲示しなくてはならないのか」という情報の内容についての意見もあり、「真に役立つ情報に絞って欲しい」という意見もあった。

これらの業務について、各課のアンケート調査では「ＨＰ等で情報が入る中、全戸配布が必要かを考えると、整理してもいいのではないかと考えられる（掲示板への掲示や回覧板での回覧）」（子ども育成課）という意見があった。また地域活動課から「町

会・自治会に掲示依頼できる枚数に制限を設け、先着順にする。できる限り、統合ポスター・統合ちらしでの周知を検討してもらう。両面印刷のポスターについては、表面のみの掲示にしてもらう。」という提案があり、広報、ＰＲに関する依頼業務については今後の具体的な見直しが期待される。

多くの課からは、町会・自治会経由で広報することが効率的、合理的であるという見解が示されているが、一般的なお知らせ・広報と真に重要で緊急度が高い情報が混在している可能性もあり、町会・自治会の負担軽減のためには、伝達すべき情報の中身についても検討することが求められる。

（２） 地域センターの機能と役割

品川区には 13 の地域センターがあり、窓口業務のほか、地域活動の推進に関す事務を所掌している。業務内容としては、町会・自治会に関すること、区政協力委員会、青少年の健全育成、地区防災、区民まつり、地域の美化など、地域活動全般について支援する役割が期待されている。

地域センターの一覧

名称	住所
品川第一地域センター	北品川三丁目11番16号
品川第二地域センター	南品川五丁目３番20号
大崎第一地域センター	西五反田三丁目６番３号
大崎第二地域センター	大崎二丁目９番４号
大井第一地域センター	南大井一丁目12番６号
大井第二地域センター	大井二丁目27番20号
大井第三地域センター	西大井四丁目１番８号
荏原第一地域センター	小山三丁目22番３号
荏原第二地域センター	荏原六丁目17番12号
荏原第三地域センター	平塚一丁目13番18号
荏原第四地域センター	中延五丁目３番12号
荏原第五地域センター	二葉一丁目１番２号
八潮地域センター	八潮五丁目10番27号

具体的な業務としては、町会・自治会に対する掲示物、回覧用の文書、催し物の案内等、掲示物・配布物は地域センター経由で配布される。町会・自治会からは掲示物・配布物に関する業務の負担感が大きいことが指摘されている。区内全域で区の掲示板は約 480、町会の掲示板は約 2,000、回覧板は１万弱あり、地域活動課でチェックしたものを地域センターに対して配布を依頼する。

荏原第二地域センターのヒアリングによると、これを月に２回、町会・自治会に届けており、町会・自治会関係者とのコミュニケーションの機会になっている。地域センターは町会・自治会に対して仕事を依頼する立場であるが、一方では町会・自治会の活動をサポートし、本庁との連絡調整窓口にもなっている。区に提出する書類作成の補助、街灯の管理、空き家の問題などへの対応など、町会・自治会と担当セクションをつなぐ重要な機能を果たしている。

また社会福祉協議会が地域センターと連携して身近な福祉の相談窓口「支え愛・ほっとステーション」を実施し、地域センターに社協のスタッフが配置され、各町会・自治会をまわって日常生活のちょっとした困りごとに対応したり相談を受けるなどの活動が行われている。モデル的に実施している荏原第二地区では、町会・自治会が自主的に行っている高齢者の見守り活動や民生委員による訪問活動に社協の活動が加わることで、きめ細かい地域福祉が実現できている。

また大井第二地区では、大井第二地域センター管内を拠点として活動している団体で構成する「大井第二地区活動会議」を設置し、連合町会と各種団体が連携して地域活動の活性化に成果を上げているが、軸となっている連合町会とともに地域センターが事務局機能を担い活動に対して助言・調整役を担うなど、果たしている役割は大きい。

町会・自治会に期待される役割は増々大きくなっているが、区との協働や地域福祉の観点からも地域センターの果たす役割は大きいと考えられる。

第３章　町会・自治会とＮＰＯ、他団体との連携・協働の実態について

１．　町会・自治会とＮＰＯ、他団体との連携・協働の事例

（１）　大井第二地区

ア．　大井第二地区の概要

大井第二地区は、大井町駅から西に広がる品川区の中心地区で、区役所や官公署、駅前には大型スーパーや商店街がある。平成 26 年 4 月時点の住民基本台帳による世帯と人口データによると、地区の住民数は 12,460 世帯 2 万 2,368 人で、65 歳以上の人口は 19.9%、品川区全体の平均 20.7%を若干下回る。

歴史のある地区でもあり、祭りやイベントが活発に行われているが、利便性の高い地域でマンション化が進んでいる。

地域内には企業が多いため、町会の財政には多少ゆとりがある。そのメリットを活かして町会・自治会活動を積極的に展開している。

イ．　地区活動会議について

大井第二地区では、大井第二地域センター管内を拠点として活動している団体で構成する「大井第二地区活動会議」を設置している。会議の設置は平成 14 年度に遡るが、この 3 年間で活動が特に活発に行われるようになった。

構成は、8 町会の会長、青少年対策地区委員会正副会長、民生委員協議会正副会長、高齢者クラブ会長、ＰＴＡ会長、区役所や官公署（警察、消防）である。議長は大井第二地区連合町会長とし、副議長、監事、会計の役員を置く。役員の任期は 2 年（再任を妨げない）。事務局は大井第二地域センターが担っている。

活動会議は必要に応じて議長が招集することとなっているが、おおむね年 2 回開催し、1 回はフォーマルな話し合い、2 回目は団体間の交流やコミュニケーションを図ることを目的とした集まりとしている。参加者は 90 人にのぼる。

地区活動会議の成果として「ふれあい盆踊り大会」が地区全体の一体感を高める祭りとして定着しつつある。また地区活動会議主催で地区文化祭を実施している。地区活動会議は単独の町会・自治会では十分な活動ができない部分をお互いに補完し合い、地域全体を巻き込んだ活動を進めていくために、様々な団体間のコミュニケーションを図ることを主たる目的としており、その成果がこうしたイベントに結実したといえる。また連合町会の活動の活性化にもつながっている。ＰＴＡの事業に連合町会が協力・支援したり、連合町会の事業に子どもたちが参

加するなど、相互交流によってお互いの活動の活性化につながっている。

（2） 八潮地区

ア． 八潮地区の概要

八潮地区は、昭和 50 年代後半に計画的・一体的に開発された団地で、一時期に一斉にファミリー世帯が入居したことから、人口や世帯の構成に特色が見られる。平成 26 年 4 月時点の住民基本台帳による世帯と人口データによると、地区の住民数は 5,632 世帯 1 万 2,481 人で、65 歳以上の人口は 28.7%、品川区全体の平均 20.7%を大きく超えている。

八潮地区には 29 の自治会があり、住宅事情としては、集合住宅でエレベーターがあるのは半数であるが、森林や運河があって、自然が豊かで住みやすい住宅街である。

イ． 自治会とＮＰＯの現状

八潮地区では、ＮＰＯ法人協働まちづくり、ＮＰＯ法人八潮ハーモニー、ＮＰＯ法人暮らしの IT 普及会などのＮＰＯが活動している。ＮＰＯ法人協働まちづくりは一人暮らし高齢者や障害者の見守りや生活支援などを中心に安全・安心の地域づくりを目的とした団体、ＮＰＯ法人八潮ハーモニーは八潮の特性を生かしたまちづくりに取り組むことを目的とした団体、ＮＰＯ法人暮らしのＩＴ普及会は高齢者等がパソコンなどのＩＴを使いこなすことで社会とのコミュニケーションを支援することを目的とした団体である。

ＮＰＯの主要メンバーには、自治会長として活動してきたという経歴を持つ人もおり、こうした経験の中から特定の地域課題に継続して取り組むためにＮＰＯを設立したという団体もある。それぞれのＮＰＯは、高齢者の見守りや事業等を行っている。また自治会側からはＮＰＯが主催するイベントに対して協力を行っている例もある。またイベントにはＮＰＯが近隣企業への参加を呼びかけ、地域と企業をつなぐ役割も果たしている。

２．　ＮＰＯ等の活動と町会・自治会との連携・協働の実態

※インタビュー日順に掲載

（１）　協働ネットワークしながわ

協働ネットワークしながわは、品川区内で協働について関心のある人や社会貢献活動をしている人々のネットワークの拡大と協働を進めるため、平成 25 年 1 月 28 日に設立された。区役所地域活動課の協働推進係に事務局を置き、情報収集や情報提供、意見交換の場づくり、勉強会や講座、講演会の開催などの活動を行っている。

協働ネットワークしながわは、区民、町会・自治会、ＮＰＯ・ボランティア、学校、企業、区などの様々な主体が、お互いの立場や特性を尊重しあいながら、連携、協力して継続的にまちづくりを進めていく（協働）ためのプラットホームとしての役割が期待されている。

（２）　ＮＰＯ法人協働まちづくり

ＮＰＯ法人協働まちづくりは、主として八潮地区をフィールドに活動する団体で、平成 23 年 1 月に設立された。まちで暮らす人々が、居住地域や世代の相違を超えて交流し、相互理解と協働事業を進める中で答えを見出し、安全と安心のまちづくり、いきがいを実感できるまちづくりを目指して活動している。

具体的な活動としては、日常のお困り事を解決する「助け愛」事業として高齢者・体の不自由な人・困っている人の生活支援（電球を替える、病院の付き添いなどがある）。一人暮らし高齢者にはクラブ活動に参加してもらうなどの声かけなどを行っている。また八潮の環境を良くする京浜運河護岸の菜の花畑づくり、みんなで持ち寄りリサイクル、カラオケ、手作りもの作り、関連する諸団体との協働事業を行っている。

（３）　ＮＰＯ法人八潮ハーモニー

ＮＰＯ法人八潮ハーモニーは、八潮地区のまちづくりに取り組むことを目的とした団体で、平成 25 年 9 月に設立された。水と緑と土に恵まれた自然環境を活かした文化の創造と提案、必要とされる各種の調査研究活動を行う（ホームページより）ことをあげている。具体的には地域のイベントとして「キャンドルナイト　イン　八潮」を企画、実施したり、八潮合唱団、カラオケクラブ・ハミングバード、リサイクル品や手作り品の工房活動などの活動を展開している。自治会とは連携・協働して活動している。

（４）　ＮＰＯ法人まちづくり大井

ＮＰＯ法人まちづくり大井は、りんかい線の開通を契機として商店街の活性化を目的として活動がスタートした団体で、平成 20 年 9 月にＮＰＯ法人を設立した。会員数は 96（法人 39・団体 9、個人 37、賛助 9、オブザーバー3　平成 28 年 1 月現在）。個

人会員の年齢は20代から80代まで幅広い。

設立の目的は、平成23年に区が策定した「大井町駅周辺地区まちづくり構想」の具体化など、品川区と連携してまちづくりを推進すること。平成20年に始まった大井フェスタや「大井どんたく」の企画、食べ歩きのイベント企画や情報発信のほか、大学とも連携して都市計画に関する専門的な知識や経験のある方々を会員に加えて、大井駅周辺地区のまちづくりについて政策提案活動を行っている。

大井町周辺を活動のフィールドとしており、町会・自治会もＮＰＯのメンバーに入っているが、町会・自治会をターゲットにした活動はしていない。

まちづくりという観点から、災害時の帰宅困難者対策（来街者対策）に取り組んでいるが、町会・自治会の防災活動とも協力していく必要があると考えている。

（５） ＮＰＯ法人みんなの食育

ＮＰＯ法人みんなの食育は、食育の啓発活動や地域活動および学校教育における食育活動を推進することを目的として平成15年6月に設立された。管理栄養士などが会員に多い。

平成17年1月に、大井地区の空き店舗対策事業として「みんなの食育ステーション」を開設し、平成23年7月まで運営してきた。現在は、こみゅにてぃぷらざ八潮の喫茶コーナーを区との協働で運営している。

活動エリアは品川区に限定していないが、地域密着の活動が基本である。

（６） ＮＰＯ法人シービー・シナガワ

ＮＰＯ法人シービー・シナガワは、コミュニティ・の起業支援や人材育成を目的として、平成17年11月に任意団体として発足、平成21年1月にＮＰＯ法人が設立された。

平成17年7月に品川区産業振興課主催で実施された「コミュニティ・ビジネス起業講座」受講者が集い、品川区を基点としてコミュニティ・ビジネス起業を考えている人、コミュニティ・ビジネスに関りたい人並びにコミュニティ・ビジネスのサービスを利用したい人に対し、地域住民が持っている経験や知識・技術の活用、コミュニケーションの場づくり、地域諸団体・組織のコーディネート等に関する機会づくり、人づくりを目指して取り組んでいる。

シービー・シナガワの会員は健康いきがいづくりアドバイザー研修を受けており、町会・自治会と問題意識は共有している。これからは元気な高齢者は自分も支え手になるという意識が必要であり、できる範囲で小さな仕事を引き受けてもらうような仕組みをつくる必要がある。シービー・シナガワは、こうした考えのもとで中間支援のＮＰＯを目指している。ＮＰＯの見解として、町会・自治会が目指す方向は同じであるので、連携していきたいが、単位町会は小さいので、一町会がＮＰＯと組むことは

難しい。複数の町会がつながるとＮＰＯとの関係も持ちやすく、中学校区くらいの規模が妥当ではないか、という意見があった。

（7） ＮＰＯ法人ふれあいの家―おばちゃんち

ＮＰＯ法人ふれあいの家―おばちゃんちは、子育て支援を軸にした活動を行っている。平成 14 年 9 月に任意団体とし発足し、15 年 3 月にＮＰＯが設立された。

預かり保育ではなく、若いお母さんと高齢者のふれあいの場を提供していくことが目的のひとつである。講演会やセミナーなどの時に、子どもを預かるなどの活動をしている。区内の様々な団体とのネットワークを大切にし、講演会やセミナーも実施。事業としては北浜こども冒険広場を区から受託している。法人の事業規模は年間約 5,000 万円で、有償スタッフが 60～70 人いる。

町会・自治会との関係では、おばちゃんちのある北品川 2 丁目において、お祭りの手伝いや商店街との交流、防災訓練の手伝いなども行っている。

大崎や荏原地区では町会・自治会の会館を使って、地域の運営グループが実施する子育て交流サロン「にこにこるーむ&すきっぷひろば」への運営協力をしているほか、区内各地区でふれあいサロン、ママ活（乳幼児を連れたお母さんの活動）、お母さんたちがネイルやクラフトなどの活動を行っている。お母さんたちが活動する間、おばちゃんちのスタッフが子どもの面倒を見ている。おばちゃんちは、町会・自治会がふれあいの場をつくるときの仕組みづくりの一端を担っている。

（8） ＮＰＯ法人人工聴覚情報学会

ＮＰＯ法人人工聴覚情報学会は、難聴医療情報などの情報提供・発信をすることを目的として平成 22 年 8 月設立された。聴覚医療に関する補聴器及び人工聴覚臓器の正しい認識の啓発を行うことや、失聴した人の社会参加に寄与することを目的として活動している。保健所の保健師に対しての研修会も開催している。

こみゅにてぃぷらざ八潮内にオフィスを設けられたことにより、協働ネットワークしながわに参加し、他の団体との連携・協働ができつつある。

地域には高齢者が増えており、補聴器を使っている方も多い。厚生労働省によると、認知症の要因の一つとして難聴があげられている。そこで町会・自治会と協働して、認知症予防のためにも補聴器の使い方の啓発等の活動ができないか検討している。

具体的には、こみゅにてぃぷらざ八潮の校庭で野外映画館などのフェスティバルを開き、難聴に関する交流を図ることや、町会会館を使ったにこにこるーむを活用した啓発活動などを検討している。団体としては、町会・自治会との協働に積極的に関わりたいとしている。

（９） 立正大学（文学部社会学科地域連携支援室）

立正大学は大崎に立地し、在校生は約 1 万人。平成 20 年に学生の地域活動に対する支援を目的として文学部社会学科に地域連携支援室を開設している。学生に、地域活動をプラットホームとして自発的に活動を行って欲しいというねらいがある。

平成 25 年 11 月には、品川区と教育・文化、健康福祉、環境、まちづくりなどの施策における包括的な連携・協力に関する協定を締結している。学生の具体的な活動の一つとして「しながわ花海道プロジェクト」への参加がある。「しながわ花海道プロジェクト」は、平成 14 年に地元の立会川商店街と鮫洲商店街が中心となって「勝島運河の土手をお花畑にしよう」を合言葉に始ったもので、ボランティアの参加者が種をまいている。参加者には、個人のボランティアのほか、学校、企業からのボランティアもあり、地域連携支援室からは 10 人程の学生が参加している。

大学と町会・自治会との連携は今のところは難しい状況である。町会・自治会にとって大学は敷居が高く、大学側からアプローチしていないという事情もある。

（１０） 清泉女子大学（ボランティアセンター、文学部地球市民学科）

清泉女子大学は東五反田に立地し、在校生は約 2,000 人。大学の方針として、地域の小学校、中学校の職場体験や自然観察授業の受け入れ、周辺の町会・自治会におけるボランティア活動など、さまざまな地域連携事業やイベントを行っている。

清泉女子大学と品川区は、平成 27 年 3 月に教育・文化、健康福祉、環境、まちづくりなどの施策における包括的な連携・協力に関する協定を締結。その中で、品川区における地域社会の課題解決や同大学における教育・研究機能の向上のため、双方が連携・支援および協力をしながら事業を展開していくことなどを確認している。

文学部地球市民学科では、ＮＧＯとして活動経験のある教員が中心となって国内外でのフィールドワークを行っており、1 年生（80 人）は 20 のグループに分かれて品川区内でのフィールドワークの実習を行っている。協定締結によって活動の成果報告会に品川区が出席したり、授業のテーマを品川区と相談しながら決めている。27 年度は、「高齢者」「子供」「外国人」「空き家」をテーマとしとして取り上げ、フィールドでの活動はすべて学生自身で決めて実施している。

さらに 27 年度から、プロジェクトベーストラーニング（ＰＢＬ）－授業外の活動をプロジェクトとしてサポートする－をスタートし、大学のボランティアセンターとも連携して進めている。ボランティアセンターは設置 10 年目となり、全学部のボランティアのフィールドワークを支援している。学生の活動についてはセンタースタッフが十分スクリーニングを行い、プログラムを組んでいる。品川区との協定によって、大学がより地域に目を向けるようになり、主体的にフィールドワークに参加したいという学生が増えた。

品川区と一緒に取り組んでいる活動としては、テーブルフォートゥ（サークル）が

あり、ＮＰＯ法人みんなの食育とレシピづくりに協力をしている。

町会・自治会からのお願い等は学生課に連絡がくることになっており、近隣の町会・自治会のお祭りの手伝いをしている。ＮＰＯの活動への参加を促したいが、区のＮＰＯとの協働支援の拠点（こみゅにてぃぷらざ八潮）が大学から遠いために学生が継続的に行きづらいこと、学生は卒業して代替わりするので、人的なつながりをどう維持していくかという課題がある。

第４章　町会・自治会と区との協働の課題と今後の方向性

１．　町会・自治会への依頼業務の見直し

26 年度の調査研究委員会で、町会・自治会に対する行政からの依頼業務のあり方の見直しが答申され、その実態を調べるために各部課に対する調査や地域センターや町会・自治会関係者等に対するヒアリング調査を行った。

その結果、区から町会・自治会に対して依頼している業務のほとんどは必要性が認められるが、軽減できる可能性があるものもあり、精査して業務の再編を検討する余地はあると思われる。

例えば、特に業務量が多い広報やお知らせに関する掲示物については、掲示板のキャパシティ（掲示できるポスター等の枚数や大きさ）をオーバーすることもあり、町会・自治会の管理する掲示板以外の広報手段を講じることができるものについては、見直す余地があると考えられる。

また世帯規模の小さい町会・自治会は役員数も少ないために、特定の役員に負担がかかりすぎるという課題もある。負担を軽減するためには、複数の町会・自治会が共同で業務を実施するような仕組み・手法の検討も必要である。

町会・自治会は住民の親睦のほか、高齢者や子どもの見守り、防災、環境など様々な地域課題解決に大きな役割を果たしている。区からの依頼業務は、町会・自治会に分担してもらうことできめ細かく情報を伝えたり、住民のニーズを汲み上げたりすることを目的としているものがほとんどであり、単純に中止できるものではない。今後負担感の大きい業務については、協働の観点から業務の再編の可能性について、町会・自治会の意見を聞きながら個別に精査することが必要だと考えられる。

２．　事業提案と活動助成制度

品川区には、地域で活動する団体支援の制度として、協働事業提案制度と地域振興基金を活用した区民活動助成制度がある。協働事業提案制度は、区から課題を提起する事業であり、経費は原則として事業委託として区が経費を負担する仕組みである。対象は町会・自治会、ＮＰＯ法人、ボランティア団体のほか、商店街、公益法人、社会貢献活動を行う民間事業者等も含む。

地域振興基金を活用した区民活動助成事業は、区民等からの寄付金を積み立てた地域振興基金を原資として資金を助成する制度（助成金は助成対象経費の 3 分の 2 以内で上限 50 万円まで）で、対象は町会・自治会、ＮＰＯ法人、ボランティア団体等である。

町会・自治会のみを対象とするものとしては、委員会での意見や町会長から意見聴取の中で要望のあった新規事業応援助成制度が 28 年度から予定されており、この制度によって町会・自治会の新たな活動をさらに後押しする予定である。

３． 地域センターの地域支援機能強化

品川区では 13 地区の連合町会等のエリアごとに地域センターを設置し、区と地域との調整や町会・自治会の活動を支援している。この地域センターの役割は品川区に特徴的なもので、町会・自治会と区との協働に非常に重要な役割を果たしている。

地域センターの役割はますます大きくなると考えられるが、区以外の警察や消防からの情報が届きにくく、地域センターを通さずに町会・自治会に業務依頼が行くこともあり、町会・自治会への依頼業務軽減や業務の支援に関して関与しきれない部分があること、ＮＰＯ等の区民活動団体、ボランティア活動団体の状況を全て把握できている状況ではないため、町会・自治会と専門団体との連携の窓口になりにくいことなどの課題が見受けられた。

地域の各団体が参加して活動している大井第二地区の地区活動会議は、連合町会のイニシアチブで活動しているが、事務局機能は地域センターが担っている。このように地域の多様な団体、活動の連携・協働を進めていくためには、地域センターの地域支援の機能を強化していくことは一つの方策と言える。

また他都市の事例にも見られるように、活動支援の仕組みとして、地域の方や職員をコーディネーターとして育成していくほか、テーマに応じて専門家を派遣する制度も今後検討する余地があると考えられる。

４． 担い手と地域人材の育成について

町会・自治会の担い手の高齢化、担い手不足は全国的な問題となっている。しかし若い世代が社会的な問題や地域の問題に関心がないわけではなく、区内の大学でも様々に地域活動に参加している例がある。委員会の議論では、基本的には町会・自治会の活動に対する理解を深めることが重要であるという意見が出たが、そのためには情報の発信方法や若い世代が参加しやすいような町会・自治会運営の工夫が求められる。こうした工夫で若い世代が参加している例などのノウハウを共有することが大切である。そのために活動事例の発表会や紹介冊子の発行など、情報共有の取り組みを進めていくことが望まれる。

また職員研修の一環として町会・自治会、ＮＰＯといっしょにワークショップ型の研修を行ったり、町会・自治会役員の研修などを行っている事例もある。

５．　町会・自治会とＮＰＯ等との協働について

区内には多数のＮＰＯが活動しているが、町会・自治会との連携・協働は多いとは言えない。多様な地域課題に対応していくためには、専門性のあるＮＰＯ等の団体と町会・自治会が協働するという選択肢も考えられる。

町会・自治会の役員ＯＢが中心となってＮＰＯを立ち上げ、町会・自治会と協力している事例もある。このように町会・自治会役員やＰＴＡ役員経験者がＮＰＯやボランティア活動団体を立ち上げた例は他にもあり、ＮＰＯ等と町会・自治会の協働の下地は十分にできていると考えられる。

課題としては、ＮＰＯ等の団体に関する情報が町会・自治会と共有されていないことや、一部を除いて人的なつながり、ネットワークが形成されていないことが課題である。また、町会・自治会長会議などに民生委員やその他の団体が参加するというような方法も考えられる。

ＰＴＡ活動経験者が、子どもが卒業した後も子育てにかかわり続ける活動を継続している例もあり、こうした活動の経験者が町会・自治会活動などの地域活動に参加する期待は大きい。こうした動きを後押しするために、町会・自治会やＮＰＯ等の団体への参加を支援すると共に、新たな活動や活動団体の立ち上げを支援することも一つの方策である。そのためには、協働事業提案制度や区民活動助成事業など、資金的な面での助成制度に加えて、様々な支援策の拡充が望まれる。

また町会・自治会とＮＰＯ等との団体をつなぐコーディネーターの役割も重要である。

６．　町会・自治会の会館取得の方策について

会館の取得は、委員会での議論や町会・自治会からの意見でも、多くの声が上がった。しかし会館については、新たに土地を取得し建設することは町会・自治会にとって負担が大きいことは事実である。土地取得や建設など大きな財政負担につながる方策については別に検討する必要があるが、他都市の例などを参考にすると、行政が金融機関と交渉し融資が受けられる制度、空き店舗や空き事務所などの活用などの例があり、区としての新たな支援の方策を検討することができると考えられる。

第５章　他都市の事例調査

１．　活動助成、事業提案制度について

（１）　地域の元気を作り出す活動を応援する助成制度（三鷹市）

三鷹市では、町会・自治会に交付される基礎的な助成金以外に、地域の元気を作り出す活動を行う町会・自治会を応援する助成制度（がんばる地域応援プロジェクト）を設けている。対象事業は地域の課題解決に取り組む事業、地域の特性を活かしての地域住民相互の交流事業、他の団体・市民等との連携を促進する事業、地域の活力を生み出す事業など。

助成額は、原則、事業経費の 3 分の 2 相当(上限 10 万円、事業経費が 7 万円以下の場合は全額助成)。

対象は町会・自治会、管理組合、商店会などの地域自治組織で、ＮＰＯと町会・自治会の協働で実施している例もある。

選考は 7 月中旬にヒアリング形式の審査会(事業概要の紹介と質疑)を行い､公益性や独創性などの観点から選考委員の審査により採択事業を決定する。

平成 27 年度では 16 事業が採択された、防災訓練を兼ねた大バーベキュー大会、防災倉庫を子どもたちとペイントする事業、住民交流のためのハロウィン・仮装大会、住民の特技を活かした伝統芸能や文化、遊びによる交流の機会づくり、朝市の開催（地区商工会）などユニークな企画が並んでいる。

（２）　町会・自治会の加入促進を目的とした助成制度（京都市）

京都市では、平成 23 年 11 月に「京都市コミュニティ活性化推進条例」を制定した。この条例は、地域自治の担い手である町会・自治会への加入促進と活動の活性化を目的としたものである。

条例に基づく施策のひとつとして、平成 24 年度に「地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度」を創設し、町会・自治会や小学校区単位の自治連合会が、加入率向上・運営活性化等に取り組む場合や、マンション等で新たに町会・自治会の設立に取り組む場合にその経費の一部を助成している。助成金は 1 事業につき 100,000 円以内である。

交付の対象事業は、「地域住民が地域活動に積極的に参加及び協力し、地域住民相互の交流及び協働を促進することを目的に京都市内で実施する」下記のような地域活動事業である。

・　町会・自治会に加入していない住民を主たる対象として行う、町会・自治会の活動内容や地域の魅力等の情報発信事業

・　町会・自治会が存在しない地域において新たな町会・自治会の設立に向けて取り組む事業
・　町会・自治会に加入していない住民と加入している住民の交流事業又は協働事業
・　その他、町会・自治会の加入率向上または地域住民の地域コミュニティへの参加促進に寄与する事業

京都市では歴史的に学区単位の地域活動が活発で、また今後も子育て支援、高齢者支援、防災等の活動については、一定の規模でまとまって取り組む必要があると考えられることから、地域コミュニティ活性化推進条例では「地域自治を担う住民組織」を学区単位の自治連合会等としている。

具体的な助成対象事業をみると、町会・自治会からの情報発信のためのホームページの開設、加入者と未加入者の交流イベントの実施、啓発物の作成・配布、住民アンケートや防災講演などを実施してマンション独自の自治会設立、役員の町会・自治会運営に対する負担を減らすために役員以外の「お助けマン」を選出して年間を通じて町会・自治会役員の活動補助を行うなど、様々な活動がある。

（３）　市民活動団体と町会・自治会の協働事業への助成制度（世田谷区）

世田谷区では、平成 17 年度に「地域コミュニティ活性化支援事業」を創設した（事業補助の上限 30 万円）。

平成 20 年度には、町会・自治会などの地縁団体や他の地域団体とのつながりを前提にした事業であること、地域の課題に取り組み、地域に貢献する事業であること等、より一層地域に根ざした活動を支援することを目指し、「地域の絆再生支援事業」に改正した。

また、地域の特性を活かしながら団体相互の情報交換等による交流やネットワークを広げることを目的として、5 つの総合支所の地域ごとに「地域交流会」の開催を開始するとともに、より事業効果を高めるため「まちづくりアドバイザー制度」を設けた。

まちづくりアドバイザーは、まちづくりについて専門的なノウハウと経験を有するコンサルタントや専門家、ＮＰＯスタッフなど 10 名が選任され、事業計画や実施手法について助言する役割を担っており、活動団体の要望により派遣される。

平成 23 年度からは、町会・自治会等の市民活動団体が主体的に地域の課題を解決することで、さらに絆を深めそして広げ、地域を活性化していく一助とするため、「地域の絆推進事業」を実施している。この事業は、町会・自治会等の地縁団体や、その他の地域活動団体と相互に連携しながら、地域課題解決に取り組む事業を支援するものである（上限 25 万円）。

この事業の特徴は、町会・自治会や活動団体の単独事業は対象とならず、必ず地域団体と協働で取り組む事業が対象となっていることである。

平成 26 年度に採択された団体は 130 団体で、対象事業は、地域のお囃子こども教室

の開催、まちづくりのワークショップ、高齢者サポート事業、子どもの見守りなど様々である。協働の形態も、町会・自治会主体でＮＰＯ等との協働で行っているものや、地域の活動団体が町会・自治会と連携して実施しているもの、町会・自治会と地元の大学や学生が協働で行っているものなどがある。補助事業のねらいは、こうした具体的な事業を通して地域の絆を深めていこうというところに置かれている。

２． 人材育成について

（１） 地域づくり大学校（横浜市）

横浜市では、市民（地域住民、NPO 法人等）と市による協働事業として、地域で活動する市民と職員が一緒に学び合う、協働の「地域づくり大学校」を開講している。平成 22～25 年度は全市対象の地域づくり大学校、平成 24 年度からは区単位での地域づくり大学校順次開講している。区単位の地域づくり大学校（名称は地域づくり大学校のほか、寺子屋みなみ、学び舎ひまわり、地域づくり塾など区によって異なる）は、町会・自治会の活動者や民生委員・児童委員等の各種委嘱委員、ボランティア活動者などの区民と、地域づくりに携わる区役所職員が参加し、協働による地域づくりを一緒に学ぶ場である。

【学び舎ひまわり（港南区）】

「学び舎ひまわり」は、港南区連合町内会長連絡会（区連会）、港南区社会福祉協議会、港南区役所（地域力推進担当、港南区民活動支援センター）の三者が協働で運営している。校長は区連会会長、副校長は区社協会長と港南区長で、全体コーディネーターを横浜市まちづくりコーディネーター（横浜市に登録されたまちづくり専門家）が担っている。

受講対象は、港南区民で、町会・自治会関係者、地区社協関係者、民生委員・児童委員等各種委嘱委員、ＰＴＡ、「おやじの会」など地域で活動するボランティア、地区担当職員など地域支援業務に携わる港南区の職員、地域ケアプラザなどで地域支援に携わる職員などである。原則として連合町内会長の推薦が必要で、各地区 2 名程度としている。

全 6 回の講座で、まち歩きとわがまちマップづくり、協働事業の現場見学、「私の地域マイプラン」の作成、発表会などのプログラムが設けられている。

【あさひみらい塾（旭区】）

「あさひみらい塾」は受講者の門戸を広く広げて、旭区に在住・在勤で、町会・自治会関係者だけでなく、「旭区を良い街にしたい」と考えている人なら誰でも受講することができる。平成 27 年度の受講者は、地域活動初心者や「地域デビュー」したい人、

コミュニティカフェを始めたい人、学生、現役で働いている男女、外国籍の人など多彩な参加者が約 30 名である。全 6 回の講座は、受講生が見学会など多様な体験を通じてそれぞれの気付きを高め、地域で活動するきっかけをつかむことをめざしている。

講座の実施体制は、行政側が旭区役所区政推進課地域力推進担当、地域振興課（町会・自治会の担当）、旭区市民活動支援センター「みなくる」、中間支援としてＮＰＯ法人アクションポート横浜、全体コーディネーターを横浜市まちづくりコーディネーターが担っている。

（２） 「すぎなみ地域大学」と「大人塾」（杉並区）

杉並区では区が設立した地域人材育成のための「すぎなみ地域大学」と教育委員会が所管し社会教育として実施している「大人塾」の二つの人材育成プログラムがある。

【すぎなみ地域大学】

すぎなみ地域大学は、平成 18 年 4 月に杉並区が設立した地域人材育成の仕組みである。

杉並区民を対象に、地域活動に必要な知識・技術を学び、仲間をひろげ、地域社会に貢献する人材育成をめざしている。 講座修了後は、NPO 団体などの活動に参加したり、区のボランティアに登録するなど、多くの人が地域活動に参加している。

地域大学の講座はきわめて多彩で、日常の生活に役立つ講座から専門的な知識を学べる本格的な講座まで実施している。また実践に即したカリキュラムとし、地域活動に直接つながるような講座が用意されている。また全ての講座で修了後の活動の場を提示しており、修了した後は具体的な地域活動に取り組むことができる。

受講者数は平成 23 年度約 1,000 人、24 年度約 1,200 人、25 年度約 1,600 人と年々増加している。受講者の年代構成比は平均 55.2 歳（男性 59.2 歳、女性 52.9 歳）となっているが、20 代から 40 代が約 35%を占め、地域活動における若い人材育成に貢献している。

【すぎなみ大人塾】

すぎなみ大人塾は平成 17 年に始まった、杉並区教育委員会が主催する参加型の学びの場、生涯学習のプログラムである。「地域に暮らす人が地域と接点をもち、他の住民とつながり、共に活動する中で自分の可能性に気づき、ネットワークを広げるプログラムを毎年 2 コース実施している。

平成 27 年度は、「土曜日は地域を楽しむ（社会教育の）日！」を合言葉に、土曜日 2 コース開催している。大人の住民が街であそぶことをテーマとする「大人の街の楽しみ方ーアソビノベーション」は全 14 回の講座で、主に 20 代から 40 代をターゲットにしたプログラムである。「だがしや楽校 de ワクワク大作戦～ゆるく楽しく地域とつな

がろう」は、シルバー世代をターゲットとし、自分の持ち味を「おみせ」形式で見せ合い、人と関わり、ともに生き生き地域生活することを体験する学び屋（講座）である。

いずれのコースも、「学習支援者」として参加型ワークショップやファシリテーションのノウハウを持つ民間団体、専門家が関わり、社会教育の立場から地域人材を育成するユニークな講座になっている。

３． 町会・自治会とＮＰＯ、他団体との連携、協働の事例

（１） 町会と有志団体との協働（墨田区一寺言問地区）

一寺言問地区（いちてらことといちく）は、墨田区向島五丁目、東向島一、三丁目、堤通一丁目の、墨田川、桜橋通り、水戸街道、明治通りに囲まれた区域で、当該エリアが昭和 60 年に東京都の防災生活圏事業（平成 4 年まで）の指定を受けたことから、区域内の防災拠点となる二つの小学校（第一寺島小、言問小）の名前をとり、一寺言問地区と呼ばれるようになった。「防災まちづくり」としてワークショップやイベントなどを仕掛ける中で、有志（町会役員でない）が「わいわい会」を結成。わいわい会が中心となって地区内 6 町会とともに「一寺言問を防災のまちにする会（一言会）」が設立された。一言会の活動方針や進め方は、６つの町会と「わいわい会」の有志による理事会で検討し、進めている。一言会は、地区内の住民全てが会員であるとし、防災のみならず幅広く住民主体のまちづくり活動を主導し、外部人材や団体と地元住民や町会をつなぐプラットホームとしての役割を果たしている。

図 11　一言会の組織

防災まちづくりの一環として、路地尊（ろじそん）と名付けられた災害時の初期消火のための雨水利用設備（地下に貯留タンクを埋設し、屋根から雨水を取水。地上には手押しポンプを設置している。）や、雨水を利用したミニ菜園（向島有季園）の整備、住民による天水尊（てんすいそん）という雨水タンクの開発（各家庭の軒下に設置）など、ユニークな取り組みが行われてきた。こうした活動が他地域や他都市のまちづくり団体、まちづくり専門家などの注目を集め、当該地区に様々な団体が出現している。平成 12 年には古い木造住宅や工場などを利用したアートイベント「向島博覧会」が開催された。平成 14 年には地元住民が中心となって「向島学会」が発足し、向島の地域資源の再発

見や様々なまちづくり活動のプラットホームとして活動している。平成 8 年に「一言集会所」（区の施設）が整備され、多様な活動の拠点として機能している。

向島は下町できわめて古いコミュニティであり、町ごとに祭りがあり古いしきたりが残る。近年のまちづくり活動に惹かれて移り住むアーティストなどが増えてきたが、一言会や向島学会がこうした新しい住民や外部人材の活動を支援する役割を果たしている。

（２） 郊外住宅地域の地域運営組織（横浜市）

【横浜市磯子区汐見台自治会連合会】

横浜市磯子区の汐見台地区は、昭和 30 年代後半から 40 年代に開発された地域で、人口は約 8,000 人であるが、自治会が 59 もあり、一番小さな単位自治会の世帯数は 7 世帯、100 世帯の自治会が約 45 もある。最大規模の自治会でも 217 世帯で、地域課題に取り組むためには自治会が連携した地域運営組織を立ち上げて活動している。

自治会連合会の事務局には、事務局長 1 名と会計担当 1 名（無給の役員）と、有給の事務局員 2 名が常駐している。事務局スタッフは毎年交代する仕組みとしている。常設委員会として、地域環境、コミュニケーション、地域連絡協議、子ども育み、福祉実行、行事、選挙管理の 7 つの委員会があり、特別なテーマが持ち上がったときは期間限定の特別委員会を設置する。また青少年指導員、民生委員、スポーツ推進委員、環境事業推進委員など、市からの委嘱委員による行政部会が七つ、学童クラブや老人会、文化団体などの部会が 18 ある。委員会は活動したい人（自治会員であることと役員会の承認を得れば、興味関心ある委員会の委員に公募できる）が入れる仕組みとなっている。

平成 6 年 6 月に 2 つの自治会で実施していた活動が合体して「ＮＰＯ法人汐見台福祉コミュニティ」が設立された。同 12 年には介護保険事業に参入し、現在に至る。当初は自治会連合会から毎年 20 万円の補助金が出ており、自治会連合会会長はＮＰＯ法人の理事を務めるのが慣例になっていたが、介護事業が軌道に乗ってきたことから平成 18 年に助成金は打ち切られた。自治会連合会の肝いりでスタートした福祉のＮＰＯ法人によって地域の福祉を担うポテンシャルは高まったが、自治会連合会の福祉実行委員会や民生委員等との連携には課題が残されている。

【横浜市金沢区における自治会・地区社協・ＮＰＯ法人の協働による地域運営】

横浜市金沢区の金沢シーサイドタウン（並木団地）は昭和 50 年代に臨海部の埋め立て地に開発された団地で、人口は約22,000 人、10,000 世帯の大きい団地である。緑に囲まれ、住環境としては恵まれているが、少子高齢化が進み新しいまちのあり方を模索する時期に来ている。こうした問題意識から、平成 25 年 9 月に「これからの並木を創る会」（コレナミ）を設置し、部会活動を中心に住民参加型のイベントや環境保全活

動などの活動に取り組んでいる。

コレナミは、金沢シーサイドタウン連合自治会、同地区社会福祉協議会、ＮＰＯ法人らしく並木（居宅サービス事業を展開する地域の中間組織）の３者が連携して活動している。横浜市まちづくりコーディネーターの派遣や、横浜市立大学・関東学院大学の研究者・学生も様々な形で活動に関わっている。活動内容としては、人口等居住者分析、中学生ヒアリング調査、市内団地の取組み事例見学会、コレナミ通信発行、地域のマスタープラン作成に向けた調査・検討、セミナー・ワークショップの開催、星空観望会等のイベント開催、環境美化活動など多岐にわたる。

４． 地域コーディネーターの事例

（１） 地域交流コーディネーター制度

横浜市では町会・自治会の活動や地域福祉活動、地域まちづくりを支援するために、専任の福祉コーディネーターの配置、まちづくりコーディネーター派遣制度などを設けている。

横浜市の地域ケアプラザ（地域包括支援センター）は、身近な地域で様々な福祉サービスを一体的に提供する施設として、介護支援やデーサービスなどの機能の他、

ボランティア・地域活動の支援・育成の機能を併せ持つ施設である。

地域ケアプラザの行っている事業の中に「地域交流事業」が位置づけられており、本事業を担当するために「地域交流コーディネーター」を配置している。

高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉といった垣根を超えて、地域の力を高めていく役割を担っている。そのために、地域住民と協力して課題解決に取り組んだり、地域の人と人をつなげる役割を担っている。

（２） まちづくりコーディネーター制度

横浜市では、平成 17 年 10 月に施行した横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、地域住民等による主体的なまちづくりを積極的にバックアップしている。 市民主体のまちづくり活動は、その活動テーマやニーズ、地域の状況が多様化する なかで、まちづくりの専門家や NPO の支援により推進する必要がある。このため、「横浜市まちづくりコーディネーター等の登録等に関する要綱」に基づき、地域まちづくりの支援に協力するまちづくりコーディネーター（80 名）とまちづくり支援団体（10 団体）を登録し、様々なまちづくり事業や取組みに派遣している。

派遣対象として、地域のまちづくりプランやルールづくり（建築協定、地区計画、地域まちづくりルール等）、ヨコハマ市民まち普請事業（地域まちづくりの公募による助成事業、一次・二次のコンテストを経て、最大 500 万円助成）、地域交通サポート事

業（コミュニティバス、ミニバス等運行）、区の元気な地域づくり推進事業、地域づくり大学校等がある。

類似の制度として、神戸市（まちづくり専門家派遣制度）や世田谷区（まちづくりアドバイザー制度）などがある。

５． 町会・自治会の会館整備補助制度について

（１） 横浜市の事例

横浜市では町会・自治会が所有、整備し、自ら運営する会館の新築、増改築等に対して補助金を交付している。また横浜市との協定に基づき、民間金融機関（横浜銀行、神奈川銀行、横浜信用金庫）が融資する制度も設けている。融資限度額は新築、増改築の場合は 1,200 万円、修繕は 500 万円となっている（返済は 6 ヶ月の据置期間を含む 10 年以内）。なお補助の場合は法人化が前提ではないが、市との協定に基づく融資は法人化が必要とされている。

補助の内容（横浜市）

種類	補助率	補助限度額	
新築・購入	2 分の 1	1 m² 当たり 97,200 円かつ 1,200 万円	新たに建物を建設し、又は現在の建物の全部を撤去して新たに建物を建築すること
（新築・購入時のみ）特殊基礎工事費	2 分の 1	300 万円	地盤・敷地条件により施行する特殊な基礎工事
（新築・購入時のみ）エレベーター設置工事費	2 分の 1	300 万円	エレベーター設置に伴う工事費
増築	2 分の 1	500 万円	既にある建物の床面積を増加させる工事
改修	2 分の 1	500 万円	建物の主要構造部の改修を含む工事
修繕	2 分の 1	200 万円	建物の維持を目的とした、改修の程度に至らない修繕

会館建設用地への助成はないが、一定の要件に該当する市有地を、会館を所有していない町会・自治会に有償で貸与している。市有地の貸付は、500 m² 未満の用地で、貸付面積は 150～200 m² を標準としており、1 ㎡当たり 20,000 円の権利金（貸付契約時一括払い）及び 1 m² 当たり月額 20 円の使用料（年払い）を納めなければならない。また貸付契約後 6 か月以内に会館工事に着工し、1 年以内に竣工することも条件とし

ている。場所は当該町会・自治会の区域外も可としており、その場合は当該市有地を区域とする町会・自治会の同意を得ることとしている。補助制度は原則として単位町会・自治会が対象だが、複数の団体で一つの会館を建設する場合は、新築時のみ補助金が上乗せされる特例がある。

（２） 川崎市の事例

川崎市は、平成 27 年 4 月から補助制度を改定し、耐震改修やバリアフリー化などにも対象を拡充した。補助を受ける場合は認可地縁団体として法人格の取得が求められる。

また「川崎市町内会・自治会会館整備補助金交付要綱」に基づき、会館整備を行う際に整備資金が不足する場合、市が指定する金融機関から、一定の条件で融資を受けることができる制度を設けている。融資額は補助金を除いた金額の範囲内で、建替、新規取得は上限額 3,000 万円、耐震改修その他改修等は上限額 500 万円で、市が指定した金融機関から融資を受けられる。

補助の内容（川崎市）

種類	補助率	補助限度額	
建替・新規取得	2 分の 1	800 万円	新既存の会館の建替、新築、購入など
耐震改修等	2 分の 1	500 万円	耐震改修工事、耐震改修工事と併せて実施するバリアフリー化工事、大規模修繕、増築、修繕等
その他改修等	2 分の 1	200 万円	耐震化を伴わない改修、バリアフリー化工事、大規模修繕、増築、修繕等（100 万円以上の工事が対象）

（３） 23 区の事例

23 区は補助制度がある区とない区がある。町会・自治会会館建設費補助の要綱がある区の概要を表にまとめた。ほとんど新築、建替、増改築が対象だが、墨田区、大田区、足立区では用地取得費まで対象としている。補助率はおおむね 50%のところが多く、上限は 1000 万円～2000 万円である。

江戸川区では地域で会館建設の要望がある場合、土地は地域住民が探して区へ寄付し、諸条件が整えば建物は区が負担して建設するという施策をとっている。この施設は区立の地区会館として開放される。

墨田区では町会・自治会では用地の確保が難しいことや規模の小さい町会が単独で会館を持つことは難しいことから、建設補助制度に加えて墨田まちづくり公社が区内 30 カ所近い「地域集会所」「地区会館」を設けている。運営は町会を中心とした管理運営協議会に委ねており、町会・自治会活動の拠点として活用されている（利用は有料）。

23 区の補助制度の概要

区名	概要
港区	経費の２分の１以内。新築、改築、既存建物購入の場合上限 1000 万円、増築、修繕の場合上限 500 万円。
墨田区	新築、増改築、修繕、建物の購入のほか会館用地の購入も対象。経費の 50 パーセント以内、上限 500 万円、土地購入も上限 500 万円。
江東区	新築、増改築のほか、修繕または冷暖房設備の設置も対象。用地費は対象外。経費の 30（新築）～50%（修繕、設置）以内、上限は建築 1300 万円、修繕 600 万円、設置 50 万円。
大田区	新築、増改築、修繕、建物の購入のほか、用地取得、旧建物の解体も対象。経費の 50 パーセントとし、2000 万円（30 ㎡以上 5 ㎡未満の共同住宅の専有部分を購入する場合にあっては 1000 万円）を限度。
世田谷区	新築、増改築、修繕、建物の購入。用地取得費は対象外。基準単価に建設等の延べ床面積を乗じて得た額の２分の１以内の額とし、2000 万円を限度とする。
中野区	新築、増改築、修繕が対象。補助率は経費の 3 分の 2 以内。上限は新築又は改築の場合 1500 万円、増築又は修繕の場合 500 万円、購入の場合 1000 万円。
板橋区	新築、増改築、修繕が対象。補助率は経費の５０パーセント以内。１会館（複数町会も含む）につき 1500 万円を限度とする。ただし、増築、改築又は修繕の経費が、100 万円を超え 200 万円に満たない場合は、100 万円を控除した額。
練馬区	新築、建替、または購入の工事費用等の２分の１を補助。上限は 1000 万円
足立区	新築、増築、改築、工事費 100 万円以上の修繕や模様替えのほか、用地取得も対象。建設経費、用地取得経費の 60%、上限 1000 万円。

各区公開資料より

町会・自治会のあり方と区との協働に関する調査研究
報告書

平成 28 年 3 月発行

品川区　企画部　企画調整課
〒140-8715　品川区広町 2-1-36
電話　03-3777-1111（代表）

調査委託先：㈱ダイナックス都市環境研究所
〒105-0003 東京都港区西新橋 2-11-5 TKK 西新橋ビル 3 階
電話　03-3580-8221（代表）